

平成22年第2回

大泉町議会定例会会議録

第 1 号

(6月8日)

平成 2 2 年第 2 回大泉町議会定例会会議録第 1 号

平成 2 2 年 6 月 8 日 (火曜日)

議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 6 月 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 号 平成 2 1 年度大泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (大泉町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (大泉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度大泉町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 第 9 議案第 3 3 号 教育委員会の委員の任命について
- 第 1 0 議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第 1 1 議案第 3 5 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第 1 2 議案第 3 6 号 財産 (土地) の取得について
- 第 1 3 議案第 3 7 号 大泉町職員の育児休業等に関する条例及び大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 3 8 号 大泉町町税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 3 9 号 大泉町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 4 0 号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 第 1 7 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度大泉町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長兼 会計管理者	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	大野節雄君	都市建設部長	神谷隆夫君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
総務部副部長 兼総務課長	鹿沼邦博君	企画部長 企画課長	宮永孝雄君
財務部長 税務課長	川島千枝子君	社会福祉部長 子育て支援課長	河内三幸君
健康推進部長 健康づくり課長	久保田松江君	住民経済部長 商工課長	岩瀬寿夫君
都市建設部 副部長 兼都市整備課長	荻野久一君	生活環境部長 下水道課長	久保田良雄君
教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開会・開議

午前10時開会・開議

議長（引間サチ子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第2回大泉町議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知いたしましたとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（引間サチ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第119条の規定によりまして、議席16番川島洋議員、議席17番久保田一郎議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（引間サチ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月10日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

議長（引間サチ子君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の諸報告を行います。

1番、群馬県総合表彰の伝達についてを申し上げます。

去る5月13日に群馬県総合表彰の授賞式があり、川島洋議員が自治功労者として県知事より表彰されました。

ここで、議会を代表いたしまして、川島洋議員の永年のご功績に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。まことにおめでとうございます。

この場をおかりいたしまして、表彰の伝達を行わせていただきます。事務局長をして、改めてお名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

事務局長（飯田 健君） それでは、お名前をお呼びいたします。

川島洋議員。

〔16番 川島 洋君登壇、議長 引間サチ子君登壇席へ〕

表 彰 状

大泉町議会 川 島 洋 殿

地方自治の発展向上に尽力し、住民福祉の増進に寄与されましたその功績はまことに顕著でありますので、ここに表彰します。

平成22年 5 月 3 日

群馬県知事 大澤正明
代読

〔議長 引間サチ子君から表彰状伝達〕

〔拍手〕

〔16番 川島 洋君自席へ〕

議長（引間サチ子君） 伝達を終了いたします。

ここで川島洋議員よりごあいさつをいただきたいと存じますので、ご登壇をお願いいたします。

〔16番 川島 洋君登壇〕

16番（川島 洋君） おはようございます。

過日、群馬県知事より表彰を受け、ただいま議長から表彰の伝達をいただきました。まことにありがたい限りでございます。

平成元年、初当選以来、今日まで多くの皆さんにお世話になりました。そして、この表彰を大切にいたしまして、これからも地域住民の安寧秩序と町民福祉の向上に尽力をしていきたい、このように思っております。

議員皆さん方を初め、執行部の皆さん方に万感の敬意をあらわしまして、お礼のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

〔16番 川島 洋君自席へ〕

議長（引間サチ子君） 以上で群馬県総合表彰の伝達を終わらせていただきます。

2番、財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団「経営状況を説明する書類」について、お手元に配付のとおり、大泉町長より議長あてに提出されておりますので、ご報告申し上げます。

3番、西邑楽土地開発公社「経営状況を説明する書類」について、お手元に配付のとおり、大泉町長より議長あてに提出されておりますので、ご報告申し上げます。

4番、例月出納検査結果報告について申し上げます。

お手元に配付のとおり、平成21年度2月分、3月分、4月分及び平成22年度4月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、ご報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 報告第1号 平成21年度大泉町一般会計繰越明許費繰越計算書
について

議長（引間サチ子君） 日程第4、報告第1号 平成21年度大泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを行います。

事務局長をして報告第1号を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者より報告を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 報告第1号 平成21年度大泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

本繰越計算書につきましては、平成21年度で計上いたしました繰越明許費につきまして、別紙繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

内容につきましては、第7款土木費及び第9款教育費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金関連事業につきまして、平成21年度の国の補正予算に伴い、本年3月に追加補正いたしました。が、年度内に支出すべき費用がないことから、関連する町単独事業もあわせて、財源とともに全額平成22年度に繰り越すものでございます。

次に、第8款消防費の全国瞬時警報システム関連事業につきましては、全国统一製品の製造が整わず、発注ができないことから、財源とともに全額平成22年度に繰り越すものでございます。

以上、繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 以上で報告第1号を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（引間サチ子君） ここで、承認案件の一括上程についてお諮りいたします。

日程第5、承認第1号から日程第7、承認第3号までは、いずれも地方税法等の改正に伴う大泉町町税条例、大泉町都市計画税条例、大泉町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認案件でございます。

この際、以上の3件を一括上程いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）、日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）、日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

事務局長をして承認案件を順次朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） これより3件の承認案件について提出者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、ただいま、一括上程となりました3承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る3月31日、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されました。

今回の地方税制の改正につきましてでございますが、まず町税条例につきましては、年金所得に対する住民税を給与分と合わせて特別徴収することができるという改正でございます。

また、都市計画税条例につきましては、規定の整備に伴う所要の改正、国民健康保険税条例につきましては、課税限度額の引き上げや軽減措置の改正などが主な内容でございます。

これに伴い、大泉町町税条例、大泉町都市計画税条例及び大泉町国民健康保険税条例について、関係条文の改正をしておく必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君登壇〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 命によりまして、専決処分の承認を求めることについて詳細説明を申し上げます。

お手元に配付してございます参考資料「平成22年度地方税制改正要旨について」により、

ご説明申し上げますので、議案書とあわせてごらんいただきたいと思います。

最初に、承認第1号 大泉町町税条例の改正のうち、個人住民税に係る改正についてご説明申し上げます。

まず、第1点目として、平成21年度から住民税の年金特徴が始まったことにより、給与からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金所得を有する給与所得者についても、給与から特別徴収の方法により徴収することができることとした改正でございます。以下につきましては、そのための項ずれによる規定の整備でございます。

第2点目として、法人住民税に係る改正につきましては、法人税法の改正に伴う号ずれの修正でございます。

第3点目として、所得税法等の改正の中で租税条約実施特例法が租税条約等実施特例法に改正されたことによる附則の改正でございます。

次に、固定資産税の改正といたしましては、地方税法附則第31条の2の削除によるもので、特別土地保有税の非課税措置の適用期限の到来をもって廃止することによる改正でございます。

次に、承認第2号 大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法附則第15条の改正に伴い、削除及び項ずれなどによる規定の整備でございます。

次に、承認第3号 大泉町国民健康保険税条例の改正につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第1点目として、課税限度額を国民健康保険税につきましては47万円から50万円に、後期高齢者支援金につきましては、12万円から13万円に引き上げる改正でございます。

次に、第2点目として、国民健康保険税の軽減措置の改正のうち、低所得者に対する軽減について、6割軽減であった者が7割軽減、4割軽減であった者が5割軽減、また新たに2割を軽減する制度が追加となった改正でございます。

第3点目として、昨今の経済状況により、会社の倒産やリストラなど、非自発的失業者である給与所得者の給与所得を100分の30として、国民健康保険税の算定をする改正でございます。

また、第4点目として、租税条約実施特例法を租税条約等実施特例法とする附則の改正でございます。

以上が今回の地方税制改正のうちの施行期日が平成22年4月1日となるため、専決処分とさせていただきます主な内容でございます。

なお、租税条約等実施特例法の部分につきましては、施行期日が平成22年6月1日となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより質疑を一括にて行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

採決は案件ごとに行います。

最初に、承認第1号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で一括上程されました3件の審議を終わります。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度大泉町一般会計補正予算（第7号））

議長（引間サチ子君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度大泉町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

事務局長をして承認案件を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度大泉町一般会計補正予算（第7号））について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、国の補正予算により、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、補正予算（第6号）により該当事業を追加させていただきましたが、町単独事業としてあわせて実施する道路維持事業及び道路新設改良事業の一部についても、平成21年度内の事業執行見込みがないことから、平成22年度に繰り越して実施する必要が生じましたが、議会を開催する時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分により行

わせていただいた次第でございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

承認第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第33号 教育委員会の委員の任命について

議長（引間サチ子君） 日程第9、議案第33号 教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第33号 教育委員会の委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員、武安一嘉氏の任期が平成22年6月23日に満了となりますので、後任として高倉圭子氏を任命いたしたく提案する次第でございます。

高倉圭子氏は、平成3年度より大泉町公民館利用サークル連絡協議会副会長、平成7年度より大泉町公民館運営審議会委員を歴任され、平成21年度より大泉町公民館利用サークル連絡協議会会長としてご活躍をいただいております。また、コーラスポピー代表、各種料理教室の講師等、生涯学習活動において積極的にご活躍されております。

氏は、人格高潔で教育、学術及び文化に関し、豊かな識見をお持ちの方で適任者と存じますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第33号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第34号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第11 議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議長（引間サチ子君） ここで、議案の上程についてお諮りいたします。

日程第10、議案第34号及び日程第11、議案第35号は、いずれも固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する案件です。

この際、以上の2議案を一括上程したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第34号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について及び日程第11、議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを一括議題といたします。

事務局長をして議案を順次朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） これより2議案について提出者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） ただいま一括上程となりました議案第34号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

大泉町固定資産評価審査委員会の委員、岩瀬彰氏の任期が平成22年6月27日に満了になるため、次期委員として角張正明氏を選任いたしたく、また森利恵子氏の任期が平成22年7月16日に満了になるため、引き続き同氏を選任いたしたく提案する次第でございます。

角張正明氏は、大泉町職員として長く行政に携わり、税務課長、会計管理者などの要職を歴任し、豊かな経験と識見を有しております。

また、森利恵子氏は、その人柄から社会的信望も厚く、住民の代表として公正・公平な

税務行政にかかわる委員として適任者であると存じます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより質疑を一括にて行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第34号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で一括上程されました2議案の審議を終わります。

日程第12 議案第36号 財産（土地）の取得について

議長（引間サチ子君） 日程第12、議案第36号 財産（土地）の取得についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第36号 財産（土地）の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、いずみ緑道及びいずみ総合公園内の一部用地を所有する東武鉄道株式会社から当該用地を買収し、町の財産として取得するために提案いたすものでございます。

ご案内のとおり、当該用地は、これまで東武鉄道株式会社の格別なるご配慮により、長年にわたり無償にて借用させていただいた経緯があります。これまでのご厚情に対し、この場をおかりし、衷心から感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、今般、東武鉄道株式会社との買収協議が整い、当該用地を取得するため、1,987万8,000円で土地の売買契約を締結いたしたく提案する次第であります。

詳細につきましては、神谷都市建設部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 神谷都市建設部長。

〔都市建設部長 神谷隆夫君登壇〕

都市建設部長（神谷隆夫君） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

ご案内のとおり、いずみ緑道といずみ総合公園につきましては、軌道敷きを活用して整備を行い、以来30年を経過し、現在本町を代表する基幹公園として、町民皆様の憩いの場として親しまれております。

このたびの東武鉄道株式会社との合議の結果、いずみ緑道といずみ総合公園につきましては、本町が全国に誇れる都市公園であり、かつ町民皆様の貴重な緑の資産であること等をかんがみ、今回用地買収をさせていただくものでございます。

土地の取得内容等を申し上げますと、まず取得する用地の場所は、参考資料の位置図に記載のとおりでございます。買収する用地の筆数は合計で9筆、面積につきましては、1万9,878平方メートルとなっております。取得金額は、議案書に記載のとおりでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第36号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号 大泉町職員の育児休業等に関する条例及び大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（引間サチ子君） 日程第13、議案第37号 大泉町職員の育児休業等に関する条例及び大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第37号 大泉町職員の育児休業等に関する条例及び大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法令の改正により創設された育児短時間勤務制度を導入するとともに、育児休業を取得することができる対象者の拡大等の改正がなされたことに伴い、大泉町職員の育児休業等に関する条例及び大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正をいたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、入谷総務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔総務部長 入谷祐司君登壇〕

総務部長（入谷祐司君） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

本議案につきましては、2条建てで2つの条例を改正しようとするものでございます。第1条では、大泉町職員の育児休業等に関する条例の改正を行い、第2条では、大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

お手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、第1条に定めます大泉町職員の育児休業等に関する条例の改正につきまして、ご説明申し上げます。

第2条の改正につきましては、法の規定整備に伴い、条例で規定する必要がなくなった第1号及び第2号を削除し、第3号及び第4号をそれぞれ繰り上げ、配偶者の就業状況や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業を取得することができることとするため、第5号及び第6号を削除するものでございます。

第2条の2につきましては、法の規定により原則として育児休業をしたことがある職員は、同じ子について、再度の育児休業を取得することはできないとされておりますが、法改正により、当該子の出生の日から条例で定める期間内に取得した育児休業は除くとされましたので、当該期間を国家公務員と同様に57日間といたすものでございます。

第3条及び第5条の改正につきましては、再度の育児休業を行うことができる特別の事情及び育児休業の承認取り消し事由について規定したもので、配偶者の就業状況や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業をすることができることとする旨の改正でございます。

ます。

第7条から17条までは、育児を行う職員の勤務時間の形態について、短時間の勤務を導入することに伴います条文の追加でございます。

第7条は、育児短時間勤務を行うことができない職員を規定し、第8条は、1年を経過せずに同じ子について、再度の育児短時間勤務を行うことができる特別な事情を定めるものでございます。

第9条では、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員が育児短時間勤務を行う場合の勤務形態を規定するものでございます。

第10条につきましては、育児短時間勤務の承認、または期間の延長などの請求手続の期限について、第11条では、育児短時間勤務の承認を取り消す事由について定めるものでございます。

第12条につきましては、育児短時間勤務の承認が失効、又は取り消された際に、職員の勤務形態を引き続き育児短時間勤務における勤務形態とする場合のやむを得ない事情を規定するものでございます。

第13条につきましては、やむを得ない事情により、引き続き育児短時間勤務と同様の勤務形態をすることとなる職員に対して、短時間勤務の開始及び終了を書面により通知しなければならない旨を定めるものでございます。

第14条につきましては、育児短時間勤務を行う職員の給与条例の規定の適用について、該当する箇所の読み替えを規定するものでございます。

内容といたしましては、育児短時間勤務職員の給料月額、期末勤勉手当について、正規の勤務時間に対する育児短時間勤務による勤務時間の割合に応じた率により支給する旨、また通勤手当や時間外勤務手当の支給に関するものでございます。

第15条につきましては、やむを得ない事情により、引き続き育児短時間勤務と同様の勤務形態をすることとなる職員の給与等について、第14条の規定による給与条例の読み替えを準用する旨を定めるものでございます。

第16条につきましては、任期の更新について、あらかじめ職員の同意を得なければならないとする第5条の2の規定を準用する旨を定めるものでございます。

第17条につきましては、短時間勤務職員を行う職員の給与条例の規定の適用について、該当する箇所の読み替えを規定するものでございます。

内容といたしましては、短時間勤務職員の給料月額について、育児短時間勤務職員と同様に勤務時間に応じた率により支給する旨、また通勤手当や時間外勤務手当の支給に関するものでございます。

第18条につきましては、部分休業ができない職員について規定した既存の第7条について、先ほどご説明いたしました第2条の改正同様、法の規定整備並びに取得対象者の拡大をいたすための整備等を行うものでございます。

第19条から第21条につきましては、既存の第7条から第10条までを繰り下げるとともに、

所要の整備を行うものでございます。

続きまして、第2条大泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正につきまして、ご説明申し上げます。

第2条の改正につきましては、第2項として、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の規定を追加し、既存の第2項の規定を整備し、第3項とし、第4項として、育児短時間勤務を請求した職員の業務を処理するために採用された任期付短時間勤務職員の勤務時間についての規定を追加し、既存の第3項の規定を整備し、第5項とするものでございます。

第3条及び第4条の改正につきましては、第1項及び第2項にそれぞれ育児短時間勤務職員に関する規定を設けるものでございます。

第8条の改正につきましては、第1項及び第2項にそれぞれただし書きとして、育児短時間勤務職員に関する規定を設けるものでございます。

第8条の2の改正につきましては、配偶者の就業等の状況にかかわらず、早出遅出勤務とすることができるとする旨の改正でございます。

第8条の3につきましては、第2項として、3歳に満たない子を持つ職員が子を養育するために請求した場合、深夜勤務及び時間外勤務を制限する旨の規定を追加し、既存の第2項から第4項までの規定を整備し、あわせてそれぞれ繰り下げるものでございます。

第12条の改正につきましては、年次有給休暇を取得することができる職員として、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を加えるものでございます。

第19条の改正につきましては、非常勤職員から除かれる者として、任期付短時間勤務職員を加えるものでございます。

附則につきましては、第1項では、この条例の施行期日を平成22年6月30日とし、第2項及び第3項につきましては、育児休業計画及び勤務の制限に関する請求について、経過措置を定めるものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第37号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第38号 大泉町町税条例の一部を改正する条例について
議長（引間サチ子君） 日程第14、議案第38号 大泉町町税条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第38号 大泉町町税条例の一部を改正する条例について、提
案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の改正が行われたことに伴い、大泉町町税条例の一
部改正をいたしたく提案する次第であります。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の
上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君登壇〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 命によりまして、議案第38号につきまして、
詳細説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書及び現行対照表をごらんいただきたいと存じます。

本議案につきましては、地方税法等の改正に伴うものでございます。

まず、第19条につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備で、地方税法第321条の
8のうち、項の削除による項ずれの修正でございます。

第31条につきましては、地方税法第312条の改正に伴う改定の整備で、同条第3項第2号
の削除及び同項の号番号の整理を修正するものでございます。

第36条の3の2につきましては、地方税法第317条の3の2の新設に伴う規定の整備で、
個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書を新たに提出することとなったことによ
る改正、また第36条の3の3につきましては、同条317条の3の3の新設に伴う規定の整備
で、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を新たに提出することの改正
でございます。

なお、第36条の3の施行期日につきましては、平成23年1月1日でございます。

第48条につきましては、地方税法第321条の8の改正に伴う規定の整備で、項の削除によ
る項ずれ及び号ずれの修正でございます。

第50条につきましても、地方税法第321条の8の改正による項ずれを修正するものでござ
います。

第54条第6項の改正につきましては、地方自治法第298条等の削除に伴い、「地方開発事業団」を削除する規定の整備でございます。

なお、施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日でございます。

第54条第7項の改正につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う規定の整備で、1条追加されたことによる条ずれを修正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成23年1月1日でございます。

第95条につきましては、たばこ税の税率の改正により、1,000本につき「3,298円」とあるのを「4,618円」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成22年10月1日でございます。

附則の改正といたしまして、附則第13条の2第1項中、旧3級品の製造たばこに係る町たばこ税の1,000本につき「1,564円」とあるのを「2,190円」とする改正でございます。

この改正につきましても、施行期日は平成22年10月1日でございます。

附則第16条の3につきましては、地方税法附則第35条の3の2、非課税口座内上場株式等の譲渡による町民税の所得計算の特例の新設に伴う規定の整備で、少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置が創設されたことによる所要の措置を講ずる改正でございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年1月1日でございます。

また、附則第2条、町民税に関する経過措置につきましては、先ほど新条例第36条の3中のご説明申し上げました扶養親族申告書を提出するための適用期日を規定し、附則第3条、町たばこ税に関する経過措置につきましては、卸売販売業者等に対する手持品課税を行うこと等の規定でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第38号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第39号 大泉町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

議長（引間サチ子君） 日程第15、議案第39号 大泉町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第39号 大泉町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、いずみ地区の用途地域変更に合わせ、別に地区計画を定め、建築物の用途の制限を設け、いずみ地区の良好な地区環境の形成を図ろうとするものでございます。

お手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

第2条中「日の出・住吉地区計画地域」を「別表に掲げる地区計画」に改めるものでございます。

第4条中「学校」を「別表1の項に掲げる区域内においては、学校」に、「境界には」を「境界に」に改め、同条ただし書き中「必要」を「、必要」と改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第39号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について

議長（引間サチ子君） 日程第16、議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、借地借家法の一部が改正され、事業用定期借地権を設定する場合の存続期間の上限が「20年以下」から「50年未満」に引き上げられことに伴い、関係条文の所要の改正をいたしたく提案する次第でございます。

お手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

定款の第17条第1項第2号中に規定している「第24条」を「第23条」に改正するものでございます。

なお、この定款の施行期日につきましては、群馬県知事の認可のあった日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第40号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第41号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第1号） について

議長（引間サチ子君） 日程第17、議案第41号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第41号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,653万5,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,153万5,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、子ども手当の地方負担等により、地方特例交付金、県支出金及び諸収入を追加し、国庫支出金を更正減するものでございます。

歳出につきましては、子ども手当支給事業を初め、医療対策事業、健康増進事業、商工振興事業、道路新設改良事業、地域公民館事業等を追加するものでございます。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君登壇〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正、あわせて参考資料をごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、1の歳入でございますが、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金につきましては、子ども手当の地方負担の補てんに伴い、特例交付金を追加するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、児童手当の受給者数の確定及び子ども手当の地方負担分の計上により更正減するものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金につきましては、児童手当の受給者数の確定及び子ども手当の県負担金を追加するものでございます。

第2項県補助金につきましては、女性特有のがん検診推進事業費補助金を追加するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を追加するものです。

第20款諸収入、第5項雑入につきましては、助成金の採否により自治総合センターコミュニティ助成金を更正減し、群馬県市町村振興協会コミュニティ助成金、魅力ある商店街づくり助成事業助成金を追加するものでございます。

第21款、第1項町債につきましては、道路新設改良事業債の追加でございます。

次のページをごらんください。

2の歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、人事異動により運転業務及び配送・印刷業務に係る経費を追加するものでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費につきましては、子ども手当への移行による事務経費の組み替え、児童手当受給者見込み数の確定による追加でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、館林厚生病院の耐震化改築に係る町負担金及び女性特有のがん検診推進事業費補助金に係る事業費の追加でございます。

第6款商工費、第1項商工費につきましては、魅力ある商店街づくり助成事業助成金に係るグリーンロード商店街街路灯設置委託料を追加するものでございます。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費につきましては、冠水対策のため、県道2路線の改良工事が施工されることに伴い、町道2路線のすりつけに係る道路舗装及び側溝新設等工事費の追加でございます。

第8款消防費、第1項消防費につきましては、坂田西防災会の資機材購入に対する助成金につきまして、自治総合センターコミュニティ助成金から群馬県市町村振興協会コミュニティ助成金への変更による追加でございます。

第9款教育費、第5項社会教育費につきましては、古海西公民館の駐輪場設置費及び放送設備設置費に係る地域公民館施設整備費補助金、文化財保護事業の備品購入費を追加するものでございます。

第6項保健体育費につきましては、臨時職員の諸経費及び三洋電機ラグビー優勝祝賀会贈委託料の追加でございます。

次のページをごらんください。

第2表の地方債補正につきましては、道路新設改良事業債の追加により、地方道路等整備費事業費の借り入れ限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより審議に入ります。

本案の審議は、歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は、歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第41号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事運営上、午前11時20分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 分休憩

午前 1 1 時 2 0 分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

日程第 1 8 一般質問

議長（引間サチ子君） 日程第18、一般質問を行います。

質問の通告を受理しておりますので、これより一般質問を許可いたします。

一般質問の通告内容

平成22年第2回定例会(6月8日)

通告順	質問者	質問事項	要 旨	応答者
1	7番 河田 敏勝	1. 行政事務の効率化に向けての取り組みについて 2. 交通安全対策について	(1) 広域行政の今後の展開について 本町における事務処理の広域連携の現況について 行政改革大綱における広域行政推進の進捗状況と成果・課題について 広域行政の今後の方向性について (1) 弱者優位の視点に立った安全対策について 昨今の交通事故発生状況について 道路交通法改正後の交通安全対策の方針について 歩行者や自転車が通行しやすい道路整備について	企画部長 企画部長 企画部長 町 長 総務部長 総務部長 総務部長 都市建設部長
2	3番 浅野 正己	1. 障害者福祉について 2. 学童保育と児童館について	(1) 障害者の現状について (2) 障害者入居施設について (1) 児童館の運用について (2) 北児童館と学童棟について	社会福祉部長 町 長 社会福祉部長 町 長 町 長

3	8番 渡邊 明	<p>1. 「住宅リフォーム助成制度」の創設について</p> <p>2. 学校給食の見直しについて</p>	<p>(1) 住居環境整備促進で町内業者の仕事を増やし、地域経済の活性化対策について</p> <p>(2) 「住宅リフォーム助成制度」の創設について町長の見解</p> <p>(1) 現状と問題点について</p> <p>(2) 自校式学校給食の導入について</p>	<p>住民経済部長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
4	10番 森 昌彦	1. 生涯学習について	<p>(1) 循環型生涯学習の構想について</p> <p>(2) 地域社会全体の教育力向上について</p> <p>(3) 人材登録・活用制度について</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
5	17番 久保田一郎	<p>1. 高齢者対策について</p> <p>2. 環境対策について</p> <p>3. 都市型水害について</p> <p>4. まちづくりについて</p>	<p>(1) 買い物難民について</p> <p>(1) 河川の浄化について</p> <p>(1) 豪雨対策について</p> <p>(1) 中心地の空洞化について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
6	18番 金子 光国	<p>1. 障害者への自立支援について</p> <p>2. 介護の現状について</p> <p>3. 文化むら駐車場について</p>	<p>(1) 現状について</p> <p>(2) 社会適応訓練と雇用対策について</p> <p>(1) 現状と今後の対策について</p> <p>(1) 駐車場の改修について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

議長（引間サチ子君） 通告1番、議席7番河田敏勝議員。

〔7番 河田敏勝君質問席登壇〕

7番（河田敏勝君） 議席7番河田敏勝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従って順次質問をさせていただきます。

私の質問は一問一答方式で、まず初めに、大塚企画部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長

〔企画部長 大塚勝美君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） それでは、件名の1点目、行政事務の効率化に向けての取り組みについて、要旨として広域行政の今後の展開について、質問をさせていただきます。

今回、広域行政について質問をさせていただく背景には、将来への蓄えを切り崩して財源を確保しなければならないという本町の厳しい台所事情を案じてのものであります。自立のまちづくりを選択した本町であります。行政サービスの低下や住民負担の増加などを招かぬよう、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立を図っていくためにどうしていけばいいのかという観点からの質問でありますことをご理解いただきたいと思います。

本町では、第4次行政改革大綱に沿って、行政サービスの水準を将来にわたって維持していくために行財政基盤の強化を図りながら、より簡素で効率的な行財政運営に努めてきたところであります。しかしながら、なかなか先の読めない厳しい状況が続く中で、今後ますます増大するであろう行政需要、そして経済活動の一層の広域化など、多様化、高度化する住民ニーズに対応したより高度な行政サービスに的確に対応していくためには、今まで以上に積極的に広域行政の推進に取り組む必要があるということを痛切に感じているところであります。

それでは、まず初めに、一部事務組合を含め、本町が今現在、近隣自治体と広域連携で住民サービスを提供している事務事業はどれくらいあるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 件名1、行政事務の効率化に向けての取り組みについて、要旨1、広域行政の今後の展望について、近隣自治体と広域で実施している事務事業について、河田議員さんのご質問にお答えいたします。

本町が近隣自治体と広域連携で住民サービスを提供しております主な事務事業を申し上

げますと、広域圏域のまちづくり計画や教育文化施設として、林間学校を管理運営しております東毛広域市町村圏振興整備組合、農業分野では群馬県農業共済事務組合、保健・福祉・医療分野では邑楽館林医療事務組合、館林市ほか5町介護認定審査会及び障害者程度区分認定審査会がございます。ごみ処理などの環境衛生分野では、大泉町ほか2町環境衛生施設組合、太田市ほか3町広域清掃組合、受託事業といたしましてし尿処理事業を実施しております。

また、広域公共バス「あおぞら」を千代田町と共同運行をしております。

消防事業は事務委託を行い、共同事務処理といたしましては、群馬県下で行われている群馬県市町村総合事務組合、群馬県後期高齢者医療広域事務組合などがございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま、本町における広域連携の現況について、大塚部長にお答えをいただいたわけでございますけれども、ごみ処理の関係を初め、非常に多岐にわたって連携を図り、効率的な事務事業の推進に努めていただいておりますということで、改めて認識をさせていただいたところであります。

しかし、少子・高齢化や国際化、住民ニーズの多様化など、広域連携を始めた当時とは環境も大きくさま変わりしており、そうした環境変化に合わせた見直し、改善、改革というものも今後進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。行政改革大綱の中でも、効率的な事務事業の推進ということで時代に合った広域行政の見直しを推進し、住民ニーズにこたえていくというふうに明記されておるわけでありませう。

そこで、現時点での進捗状況とその成果についてお伺いしたいというふうに思います。また、課題等があれば、同時にお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 行政改革大綱に位置づけしました広域行政の見直しについての進捗状況、成果であります。平成20年4月より後期高齢者医療制度が新設されるに当たり、その事務を広域にわたり効率的に処理する目的で、県内の全市町村の加入により運営いたしております後期高齢者医療広域連合がございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、介護認定審査会等は共同設置していることによる事務処理経費の削減や公平・適正な判定により、住民サービス向上に寄与している点を成果として考えております。

しかしながら、同様な制度であります国民健康保険事業、介護保険事業につきましては、運営主体が依然として市町村単位であり、その違いが埋められないことなど、課題を抱えていることも事実であります。

また、行政サービスの一層の専門性や高度化、効率化や経費削減、市町村区域を越えた課題への対応などの観点からも、時代に合った広域行政の見直しが必要と考えております。以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） ただいま、大塚部長よりご答弁をいただきました。所管に触れまでするので、具体的な話は避けたいと思いますが、明らかに市町村区域を越えて広域で対応すべき事業が存在してあるわけでありまして、それは本町に限った問題ではなく、近隣自治体も同様の課題としてとらえているものと推察するところであります。大塚部長も申されましたが、行政サービスの一層の専門化、高度化への対応、そして経費削減等の観点から、時代に合った広域行政の見直しが必要なわけであります。

そこで、具体的に1点、情報システム全体の今後のあり方について、質問をさせていただきたいと思っております。

情報システムは、行政処理事務全般に深くかかわっており、今や欠くことのできない中核的なツールとなっております。しかしながら、行政事務の高度化、多様化に伴い、必然的に情報システムへのニーズも高度化、多様化、そして複雑化してくるわけで、また法制度の変化にも柔軟に対応できるシステム基盤の確立と体制が求められるところであります。と同時に、長期化する厳しい財政状況の中で、情報システムに対するコスト意識も一層高めていかなければならないと考えるところであります。そういった観点から、広域による情報システムの共同化ということを模索していく、そういう時期ではないのかなというふうに考えるわけでありますが、担当部長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔 企画部長 大塚勝美君発言 〕

企画部長（大塚勝美君） 一般的に、電算システムを共同利用するには、構成する自治体が同一のシステムを使用し、手順や帳票等についても同一化、または同等化する必要がございます。従来のように、同じシステムを使いながらも自治体の要望等にこたえてきた結果、名称は同一システムであっても、実態は各自治体独自のシステムになっているのが現状であり、それが電算費用の増加を招いております。電算システムの費用の増加は、景気後退による歳入の減少により、財政を圧迫する要因にもなっており、全国の自治体にとり、電算費用の縮減を図ることが大きな課題にもなっております。

これらを背景といたしまして、総務省は、情報システムの効率的な構築と運用を図るため、「自治体クラウド」を提唱しております。「自治体クラウド」とは、地方公共団体の

情報システムをデータセンターに集約し、構成市町村がこれを共同利用することで、電算コストの削減を図るものでございます。また、「自治体クラウド」が全国的なネットワークによるシステムであるのに対し、同規模自治体や近接地で構成される「スモールクラウド」による共同利用化も考えられております。

ここで、電算システムの共同利用について、メリット、デメリットについて今考えられる範囲で述べさせていただきます。

まず、メリットにつきましては、各自治体が同一のソフトを利用することにより、システム使用料やシステムエンジニアの人件費等の費用削減が図られること。サーバーの共同利用によるランニングコストの縮減が図られることが予想されております。デメリットにつきましては、システムの標準化により、ソフトへの自治体独自の変更を加えることができないことによる使い勝手の悪さが指摘されております。

本町におきましては、電算システムの共同利用化に向けた前段として、システムの標準化を行うための作業手順の「見える化」の研究に着手しておりますが、その作業の中で、共同化に向けた業務フローの取りまとめ、標準化させる事項の確認作業等の検証に大きな時間がかかること。また、共同利用化する枠組みや費用分担方法、契約方法、法的課題、運用方法など、さまざまな問題点を解決しなければなりません。

このように、電算システムの共同利用については、すぐに進んでいかない現状もありますが、電算の共同化の実現に向けて課題を整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） ただいま、大塚部長のほうからご答弁いただきました。部長のほうから、総務省が提唱する「自治体クラウド」のお話もいただいたわけであります。21年度から「自治体クラウド開発実証事業」ということで、6都道府県、66市町村が参加して取り組んでおるところでございますけれども、幾つかの解決すべき課題等もあるようでございます。大塚部長のほうからも、すぐには進んでいかない現状もあるが、電算システムの共同化実現に向けて、課題を整理していくというご答弁を今いただいたわけであります。

大塚部長のおっしゃるように、共同利用する枠組みをどうしていくか。また、枠組みが決まったとしても、それぞれの自治体におけるその事務処理の方式の違いや給付、負担の違い、あるいは行政課題の認識の違いなど、実現に向けては課題や制約もあるわけでございます。一朝一夕にはなかなか進まないというのは重々理解するところであります。しかし、ぜひ将来を見据えて、前向きな検討を近隣自治体と一緒に進めていただきたいなというお願いをさせていただきたいなというふうに思います。

以上で大塚企画部長への質問を終わりといたしまして、次に、斉藤町長に質問をさせていただきたいと思っております。

大塚部長、ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） それでは、質問の3点目、広域行政の今後の方向性について、斉藤町長に質問してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、周辺自治体との今後の広域行政をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと存じます。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 広域行政の今後の考え方、取り組み方についてのご質問にお答えしたいと思います。

方向性という大きなテーマの中で、周辺自治体との今後の広域行政の方向性ということではありますが、河田議員さんの行政事務の効率化という視点から考えますと、周辺自治体間で協力し、実施していくことから広域行政への取り組みについては、昨今の社会経済状況が自治体財政に与える状況、住民の生活活動範囲の拡大、地理的条件に左右されない環境が整っていることから、今後もその必要性、重要性はますます高まるものと考えております。

そのため、まずは現状の地域行政については維持した上で、枠組み等を考慮しながら推進してまいりたいと考えております。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま、町長にご答弁いただきました。広域行政の必要性、重要性の認識につきましては、私と考え方は一致しておるのかなということでは安心したところであります。現状の広域行政について維持し、そして枠組みを考慮しながら推進していきたいというお話をいただいたわけであります。

それでは、次に本町として、広域で取り組むべき新たな行政課題等について、どのようにご検討されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 広域で取り組むべき新たな政策課題ではありますが、広域行政として行うべき事業は、その地域全体で共通した行政課題であり、単独で行うことが困難、もしくは複数の自治体が協力して事務等を行うことにより、非効率的なものをより効果的に、質的にも向上した処理をすることができる。

さらに、それらの課題も住民生活に密着したものであり、重要な行政課題となるものがあります。例えば、可燃ごみ焼却施設処理の老朽化に向けた取り組みは近い将来、施設の

更新時期が想定されることから、スケールメリットを生かした効率的な運営を継続する上からも、事務レベルでの研究会を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7 番（河田敏勝君） ただいま、町長からお話もございましたが、先般の新聞報道で老朽化が進み、更新期を迎える可燃ごみの焼却処理施設について、太田市と共同設置に向けた事務レベルでの研究会を立ち上げて、協議を始めるという記事を見まして、私は非常にいいことだなということで思ったわけであります。

現在、一部事務組合を含めて広域行政で行っている事業においても、将来に向け、広域市町村圏の圏域のあるべき姿の検討を含めて、見直し、改善を行って行くべきではないのかなど。また、先ほど質問させていただきました電算処理の関係のように、今まで町単独で行ってきた事務事業の中で、今後は、将来的には広域で進めていったほうがスケールメリットを生かして効率的に展開できる事業もあると思うわけであります。

そこで、圏域の見直しであるとか、新たに広域で取り組むべき具体的な行政課題があればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔 町長 齊藤直身君発言 〕

町長（齊藤直身君） 河田議員さんのご指摘のとおり、現在の圏域で実施している事業がすべてにおいて適切であるか、圏域を見直すことにより、さらに効果的・効率的に事業を実施できるものもあろうかと思えます。

新たに広域で取り組むべき具体的な行政課題といたしましては、ただいまの電算システムの共同利用とか、地域防災、それから医師不足の医師の勧誘、あるいは優良企業の誘致の3点でございます。何分にも工業用地の少ない部分については、広域で取り組むべきが正解かと思えます。

これらの課題については、各自治体が知恵を絞り、施策を展開しているわけですが、特に医師不足などの医療問題での課題解決については、自治体が広域で協力して事業を実施してこそ、効果があると考えております。

このような取り組みを地道に連携して実施することにより、住民が安心して医療が必要なときに適切な医療が受けられる医療機関のネットワーク化につながると考えております。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7 番（河田敏勝君） ただいま、町長よりご答弁をいただきました。具体的な話は、また所管に触れますので避けたいとは思いますが、あくまでも住民視点に立っての考え方が大原則であるというふうに思うわけであります。

町長が申されましたとおり、地域住民がこれからも安心してサービスを受けられるためにはどうしていけばいいのか、広域行政はその手法の一つであるというふうに思うわけがあります。そういった視点に立って、広域で取り組むべき行政課題について、近隣自治体の首長さん同士でそういった話し合いを持たれたことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） ただいま、河田議員さんのご質問は、広域で取り組むべき行政課題について、近隣自治体との話し合いをしているかということでございます。私が町長に就任して、即座に5町の首長さんと定例懇談会を隔月に催しております。その中で、今の電算システムの共同利用のことについても真っ先に取り上げさせていただきました。いろいろな難しい行政課題について、スケールメリットや首長さんが同じような課題を抱える問題について、いろいろ話し合っておるところであります。町村会や一部事務組合の会議の際には、積極的にそういう課題について話し合いを行っているところでもあります。可燃ごみの処理や情報システムの課題、そのほか下水道の問題等の課題が多く抱えておりますので、それらは連携しながら取り組みたいと思っております。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま、町長よりご答弁をいただきました。近隣の首長さんも同じような課題を持っているというお話をいただきましたが、可燃ごみの焼却処理施設のようになかなかすぐには実現できない、一朝一夕にはいろいろな課題をクリアしながら進めていかなければいけないということで、かなり時間を要するわけでございまして、そういう意味では、事務レベルでのそういった協議の場を設けて、もっと掘り下げて、その実現の可能性を今から探っていくということも必要なかなというふうに思うわけでありませう。今後の広域行政について、調査研究していくために近隣自治体で広域行政調査研究会的な組織を設置して、行政事務全般にわたって検討されてみてはいかがでしょうかとご提案申し上げますが、お考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 広域行政調査研究会なるものを設置する考えがあるかのご質問ですけれども、今後も近隣の自治体が共同して処理することが住民福祉の向上につながると考えられますので、広域で取り組むべき課題に時期を失することなく、迅速に対処するためにも、調査研究を恒常的に続けることは重要なことと考えております。河田議員さんのご提案の広域行政調査研究会の設置ということもそのような必要性からのことと思いません。

一方、取り組むべき課題が関係する自治体全体に共通する課題があるかどうかということも考えられます。そのようなことも含めまして、今後研究する必要もあると考えます。

以上、河田議員さんへの答弁といたします。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） 今、町長のほうからご答弁をいただきました。広域行政の展開は、市町村合併と同様に相手があることでございますから、なかなか難しい部分もあるわけでございます。ぜひそういう意味では、邑楽郡下では、本町はリーダー的な存在であるわけでございますから、ぜひ邑楽郡内の首長さんとベクトルを合わせていただいて、東毛広域圏、あるいはもっと大きい両毛広域圏での広域行政に関する研究会的な組織を立ち上げていただいて、圏域全体の課題として協議できる場をつくれるよう、積極的な働きかけをお願いする次第であります。そのためにも、近隣自治体との良好な連携を今後も築いていただきますようお願い申し上げたいと存じます。

以上で件名1の行政事務の効率化に向けての取り組みについての質問を終了しまして、件名2点目の交通安全対策につきまして、入谷総務部長に質問をしたいと思います。

斉藤町長、大変ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔 総務部長 入谷祐司君答弁席着席 〕

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） それでは、件名の2点目、交通安全対策について、要旨として弱者優位の視点に立った安全対策について、順次質問してまいりたいと存じます。

まず初めに、本町における交通事故の発生状況について、入谷総務部長にお伺いします。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔 総務部長 入谷祐司君発言 〕

総務部長（入谷祐司君） 交通事故発生状況ということでございますが、県内におきましては、人身事故は年々減少傾向でございまして、大泉におきましても、平成19年は382件、死亡者3名、平成20年は323件で死亡者は3名、平成21年は253件で死亡者は1名と減少しておりまして、昨年は前年対比で件数で70件、割合で21.6%の減少となっております。

また、事故の状況では、平成21年の事故総数のうち、車両相互の事故が72.2%、自動車の単独事故が15.5%、自転車対自動車の事故が9.9%となっております。年齢別では30歳代が19.7%、40歳代が15.2%、65歳以上の高齢者が13.9%の順となっております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） ただいま、入谷総務部長よりご説明をいただきました。交通事故

は年々減少しておるといふことで、入谷総務部長を初め、関係職員、関係機関の皆さんのふだんからのご努力のたまものと感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、全国的な傾向といたしましては、高齢者の死亡事故が多いということ、特に夜間における歩行中、あるいは自転車利用中の事故が多いという結果が出ております。本町では、65歳以上のパーセンテージが13.9%ですか、という先ほどご説明ございましたけれども、全国的には、そういう傾向的に高齢者の事故が多いという状況なわけでございますけれども、そういった中で、2007年に道路交通法が改正されまして、自転車の通行等に関するルールが改正されたわけでありまして、この改正によりまして、車道が危険と認められる場合は、自転車が歩道を通行してもよいということになったわけでありまして、全国的なその後の状況を見ますと、逆に自転車が加害者になる事故がふえ、歩行者を守るためのマナーやルールの徹底が求められるという状況になっておるようでございます。

そういった中で、それらに対する対応も含めまして、本町として道交法改正に伴って、歩行者や自転車に対する交通安全対策の方針をどのように徹底されておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔総務部長 入谷祐司君発言〕

総務部長（入谷祐司君） 道交法改正後の交通安全対策の方針についてということですが、2007年の道路交通法の一部改正では、議員さんご指摘のとおり、普通自転車の歩道通行可能要件が明確化されまして、それまで普通自転車が歩道を通行できる道路標識により、道路を通行することができると定められておりましたが、新たに児童、幼児、70歳以上の高齢者等につきましては、道路標識がない歩道であっても通行ができると規定されたものでございます。

それから、歩行者や自転車利用者に対する交通安全対策の方針ということですが、子供たちへの指導として大泉警察署、交通指導員の協力をいただき、各小学校の交通安全教室での自転車の正しい乗り方や交通ルールの指導、また高校生を対象とした自転車マナーの街頭指導を行うとともに、ことしにつきましては、県警察本部の女性警察官による保育園、幼稚園での交通安全教室で歩道の歩き方及び横断歩道の渡り方など指導を行っております。さらに、現在では今月26日の「交通安全自転車群馬県大会」に北小の児童が参加するため、大泉警察署、大泉交通安全協会のご協力をいただき、自転車の乗り方等の指導を行っているところでございます。

また、高齢者に対しましては、高齢者交通安全教室で歩行者横断トレーを使つての歩行者指導、夜間の歩行者に対する反射材実験、自転車の乗り方などの指導を行う一方、交通指導員等による敬老会等での交通講話や自動車運転者を対象とした自動車交通安全教室などを行い、幼児から高齢者までの歩行者、自転車利用者、そして自動車運転者等へ交通ルールやマナーの徹底を図り、交通事故防止に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言〕

7 番（河田敏勝君） ただいま、入谷総務部長よりご答弁をいただきました。各階層ごとに非常にきめの細かい指導、徹底を図っていただいております、その結果が交通事故減少に結びついているのかなということで推察し、感謝を申し上げるところであります。交通事故の一番の対策は、やっぱり規範の順守であるかと思えます。

今後とも世代間を通じて、マナーとルールの徹底を図っていただきますよう関係機関、関係団体との連携をさらに深めていただきますようお願いしたいと思えます。

以上で入谷総務部長への質問を終わりとさせていただきます、次に、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備について、神谷都市建設部長に質問をしてみたいと存じます。

入谷総務部長、大変ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 神谷都市建設部長。

〔 都市建設部長 神谷隆夫君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言〕

7 番（河田敏勝君） それでは、最後の質問を神谷都市建設部長に質問させていただきます。

交通安全は規範意識の向上とともに、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備による安全対策も大変重要で、欠くことのできない前提条件であろうかと存じます。群馬県がこのたび公表した「はばたけ群馬・県土整備プラン」の中に、歩行者や自転車が安全にスムーズに移動できるための方針も盛り込まれたところであります。

そこで、歩行者や自転車、いわゆる交通弱者の優位の視点に立った道路整備についてお伺いしたいと存じます。

具体的に申し上げますと、通行に障害となっている電柱などの支障物の除去や移設、また道路の凹凸や陥没、段差の解消、歩道自転車道の拡幅など、今後どのように整備を行っていかれるのか、お伺いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 神谷都市建設部長。

〔 都市建設部長 神谷隆夫君発言〕

都市建設部長（神谷隆夫君） 河田議員さんのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、現下の少子・高齢社会の急激な進行とバスなどの公共交通機関の衰退等により、交通弱者の子供やお年寄りの足の確保と人に優しい道路、公共施設等のバリアフリー化などは、今行政に課せられた大きな課題の一つであると考えております。

これまで本町では、ユニバーサルデザインの思想による電線類地中化や踏切道の歩道部の拡幅、歩道、公共施設等のバリアフリー化などの取り組みを進めてきております。現計画には、自転車道の整備も位置づけられておりましたが、財政状況の悪化等により、遺憾ながら未実施となっております。また、生活圏道路や歩道等の整備に際しましては、電柱

等の支障物の移設や隅切りの設置、道路の陥没や段差解消などについては、事故の事前回避の観点から日常的に維持、補修を行ってきております。

今後の整備方針等につきましては、河田議員さんも周知のとおり、現在第5次の総合計画を策定しておりますので、県土整備プランや交通弱者優位の視点を踏まえ、交通安全対策にも十分配慮し、人と環境にも優しい整備計画としてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま、神谷都市建設部長にご答弁をいただきました。日常的に、補修等もまめにやっていたい部分もあるわけでありまして。

また、先ほどご答弁いただきましたけれども、ユニバーサルデザインということで電線類地中化も進めてきたわけでありましてけれども、なかなか莫大な費用もかかるということで、一挙には進まないというのが実際のところでありまして。部長の答弁にもございましたけれども、第5次の総合計画、現在策定中であるわけですのでございましてけれども、ぜひそこに歩行者、そして自転車も安心して安全に、そして快適に通行できるよう、総合計画に計画的な整備をぜひ明記していただきたいなというふうに再度お願い申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、自転車が加害者となるケースが全国的にあるわけですので、そういう意味では、自転車が危険というマイナスイメージにならないように、先ほど部長のほうからもございましたけれども、人と環境に優しいということで、環境負荷の少ない乗り物として安全に、快適に利用いただけるよう関係皆様のご尽力をお願い申し上げます。私の質問をすべて終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で河田敏勝議員の一般質問を終了いたします。

ここで議事運営上、午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時5分休憩

午後1時8分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

通告2番、議席3番浅野正己議員。

〔3番 浅野正己君質問席登壇〕

3番（浅野正己君） 議席3番浅野正己です。

議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まず、最初に社会福祉部、大塚部長にお伺いをいたします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔 3 番 浅野正己君発言 〕

3 番（浅野正己君） 大変お世話になります。職員の方におかれましては、部制に移行されて、人事異動等で大変お忙しい中、まことに恐縮ではありますが、よろしく願いいたしたいと思います。

早速ですが、障害者福祉の観点から質問をさせていただきます。

件名 1、障害者福祉について、要旨 1、障害者の現状について質問をいたします。

今、障害のある方といっても身体的障害、知的障害、精神的障害と幅が広く、その内容は複雑で一口に言いあらわせるものではなく、そのご家族の精神的、肉体的、また金銭的ご負担ははかり知れないものがあるかと思えます。

そこで、本町在住の各障害者の方の人数的な現状とここ数年の推移をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔 社会福祉部長 大塚治男君発言 〕

社会福祉部長（大塚治男君） 浅野議員さんのご質問にお答えいたします。

本町における各障害者の方の人数でございますが、本年 3 月末現在で身体障害者手帳所持者につきましては、1 級の方 344 人、2 級 179 人、3 級から 6 級までの方、これ合計で 435 人、それら合わせまして、合計 958 人でございます。

また、療育手帳所持者、先ほど浅野さんのほうで知的障害と言われましたけれども、療育手帳所持者につきましては、重度の方が 71 人、中度 62 人、軽度 48 人で合計 181 人でございます。精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては、1 級 50 人、2 級 31 人、3 級 17 人、合計 98 人でございます。

また、ここ数年の推移ということでございますが、5 年前の平成 17 年 3 月末と総数で比較いたしますと、身体障害者手帳所持者につきましては、84 人、9.6% の増でございます。療育手帳所持者につきましては、34 人、23.1% の増。また、精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては 19 人、24.1% の増でございます。

なお、身体障害者手帳所持者につきましては、今申し上げました 5 年間の比較でございますが、その間漸増の傾向でございます。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては、その 5 年間のうちのここ 2 年間ほどは、おおむね同数と言える状況でございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔 3 番 浅野正己君発言 〕

3 番（浅野正己君） 今実際、現在の身障者の方の、障害者の方の人数ということでお聞きしまして、ほかの知的、それから精神のほうですとプラマイ、やや大きいあれではな

いというようなことかと思えます。身体のほうが増加、全体的に増加の傾向にはあるということで、やはりこの障害問題というのは、今後非常に重要な話になってくるのではないかとこのように推察されます。

それでは、今の1級、2級、重度、いろいろな方がいらっしゃいますけれども、身の周りのこと、例えば、風呂とかトイレ等、ちょっとした介護が、もしくは助言等があれば自分でもある程度のこととは何とかできるという方も含めてですが、保護者、介護者の元でない、この社会において自立困難ではないのかなと思われる障害のある方の人数、それとその保護、介護者の年齢分布等、わかたらお聞かせ願いたいと思います。ここでは、精神の重度のある方は、やはりもう専門の施設等に入って治療とかされていると思いますので、身体障害の方と知的障害の方についてお願いをしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） お答えいたします。

各障害の特性がございまして、一概に人数を申し上げることは難しいと存じますが、障害の種別にとらわれず、一般的には常に介護を要する方につきましては、29の方がいらっしゃいます。その保護者の年代の割合は、30代の方が17%、40代の方が38%、50代、60代の方がそれぞれ14%、70代の方が17%という状況でございます。

また、身体的日常生活は自立していますが、社会生活上の自立に支援を要するケース、療育手帳を所持している方が当てはまると考えます。その人数でございますが、施設入所者等を除いて重度の方が50人で、保護者の年齢層は30代の方が4%、40代の方が24%、50代の方が32%、60代の方が24%を占めております。さらに、70代10%、80代6%という状況でございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） これを今お聞きして、やはり50代、60代、70代、80代の方の占める割合、相当な70%ぐらいがもう結構、介護、保護されている方の年齢的に非常に高い方がこの介護に当たられておるとい現状がここにあるのがよくわかるかと思えます。

それでは、この今の数字を受けて保護、介護を必要とする方に対する入所、もしくは入居型施設でございますけれども、本町及び近郊にあります現状を確認したいと思います。ここで、入所と入居というのがちょっと非常に使い分けが難しいところなんですけれども、一応、入所というのは介護が必要で、作業的には本当に軽作業ということで認識しております。また、入居型というのは、介護は必要であるけれども、自分である程度仕事先に出かけて仕事ができる方ということの認識でよろしいでしょうか。

以上、お願いします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） お答えいたします。

身体障害者手帳所持者の場合ですと、町内の施設はイシノ療護園の1カ所でございます。町外の施設になりますと、伊勢崎市に1カ所、桐生、渋川市にそれぞれ1カ所の入所施設がございます。療育手帳所持者の場合、入所施設は町内にはございません。近隣自治体では、太田市に2カ所、邑楽町に1カ所ございます。

また、入所による介護と異なり、先ほど浅野議員さんがおっしゃった入居の関係ですけれども、社会生活上の支援を行う施設、グループホーム、ケアホーム等と呼ばれておりますが、東毛地域では、太田市に15カ所設置されております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 今、大泉を含めてこの近隣のそういう施設ということでお伺いいたしまして、身体に関しては、町の中にはイシノさんがとりあえず1カ所、これは入所できる施設ということであるかと思えます。

また、知的障害の方に対しては、本町にはないということで、これは別に太田市にあればそこへだれでも自由に入居申し込みすることは、太田市に限らずできるわけではありますけれども、現時的に近場では、大泉町は、そういう点ではまだある意味で立ちおくらせている嫌いがあるのではないかなというふうに考えてというか、考えざるを得ないのかなというふうに思います。

それでは、大塚部長への質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして斉藤町長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） それでは、斉藤町長にお尋ねいたします。

要旨2番、障害者の入居・入所型施設についてお伺いをいたします。

今の部長への質問でもおわかりのことと思いますが、身体、知的、精神の各障害をお持ちの方が年々増加傾向にあるのではないのでしょうか。

一つに、社会的な要素・要因もそこにはあるとは思いますが、車社会における事故の後遺症や食生活の変化や仕事社会の重圧も重なり、起こり得る諸症状や女性の仕事への進出も今は盛んでありまして、結婚年齢の高齢化の要因ともなり、高齢初産がふえている。また、人間関係のつながりも希薄となり、ストレス社会に突入し、のどかな時代に終わりを告げて、人間として未体験ゾーンに進んでいると思えます。

こうした要因をバックに、障害を持つ方の割合は増加傾向にあっても、減ることはなか

なかないのではないかと思います。22年度は障害者基本計画策定の年であり、福祉に熱い思いをお持ちの齊藤町長に強い期待を抱くものであります。私の近所にも、知的障害児を持つ親御さんがそのお子さんをいろいろなところへいつも連れ出し、社会順応の糸口になればと一生懸命頑張っている姿や、また一人息子さんが二十七、八になったころ、そろそろ結婚して孫の顔を見させてほしいと、ごく平凡な家庭の夢を見ていた家がありました。その息子さんが突然倒れ、半身麻痺状態となり、そのご両親の夢は一変してしまいました。必死の看病の末、命は助かったのですが、麻痺は消えず、介護年数はもう30年近くになるかと思えます。その間、奥さんも心労で先立たれ、1人黙々と近所の者に愚痴もこぼさず、働く姿を見て、本当に親は強いなとつくづく思っておりました。その顔は日に焼け、真っ黒で彫りは深く、多くを語ることのないその姿は、その方の人生すべてを物語っているように見受けられます。ただただ敬服するばかりであります。つい先日、確か私がそれ聞いたのは6月3日ぐらい、つい本当に先日だったのですが、その方が近所の方との立ち話の中で、「おれも年だし、せがれのことを思うと眠れない日がよくあるんだよ、順序を変えるわけにもいかないし」と珍しく愚痴をこぼされたそうです。近所の方も、「そんなに心配しないほうがいいよ、国だって町だってついているんだから、ちゃんと面倒は見てくれるから」と励ましてみたものの、その後、何を言ってあげたらよいのか言葉に詰まってしまったそうです。

そこで、町長にお伺いします。町内に入った方が生きがいを感じられるような施設、例えば犬がいて花壇があって、そういう動物と触れ合うことが好きな子は動物と触れ合ったり、花が好きな子は自分で花壇の手入れをしてみたり、そういう何か入っている人が生きがいを感じるそういう施設を、またそういう環境をそろえた、運転免許を返納した老いた親御さんが自転車や循環バス等で気軽に面接に行けて子供に会い、心から安心して入れてもらえてよかったねと心から言っていただけのような、できれば身体と知的障害の入所・入居型施設をお願いしたいと思っておりますが、町長の考えをここでお聞かせ願いたいと思えます。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 浅野議員さんの切実な問題に対するご質問にお答えしたいと思います。

確かに、障害者の方々の増加傾向はまことに社会的な要因、ストレスの増幅や出産の高齢化、その他もろもろの未体験ゾーンという形を言われていましたけれども、そのとおりでございます。憂うべき現象であると私も認識しております。

議員さんご指摘のとおり、障害を持つ家族を介護している保護者の方にとっては、ご自身の高齢化は深刻な問題であります。大きな不安を抱える要因であることは、もっともであると認識しているところでございます。私の身の周りにもおる状態でありますけれども、その方々の将来のことを考えると、これは行政として取り組まなければならない重大な問

題であると思っております。保護者の不安を解消できるように現行の自立支援法に基づきまして、最善の努力をしていく責務があると認識する次第であります。

議員さんご提言の障害者施設の導入についてでございますが、本町におきましては、ご存じのように障害者の方に対する入所施設は、身体障害者の方を介護するイシノ療護園の1カ所だけの整備状況であります。

今後、施設整備を視野に入れた障害者福祉を推進していく中で、身体上の自立度は高いけれども、社会的自立度について、支援を要する方やその保護者の方の意見等を踏まえた上で調査研究を行ってまいりたいと存じます。

さらに、施設整備や施設の設置、運営のノウハウを持っている法人が設立することが望ましいと存じますので、施設を設置希望する社会福祉法人等があれば、町といたしましてもできる限りの支援を行ってまいり所存でございます。

以上、浅野議員さんへの答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 前向きなご答弁をありがとうございます。そういう社会福祉法人があればという、今のお答えかと思えます。

ただ、そういう法人があればとか、いればだとか非常にまだこうちょっとニュアンス的に、そういう方が熱意を持って、早急にやってくれる方が出てくれれば非常に好ましいわけですけれども、基本的にはこの、そういう施設をつくること自体、国や県の補助金とか、そういうものに関する制度的な問題はもし町がやっても、町がやったからそういう補助はしないよとか、そういうことはないのかな、やる気ならばというのはちょっと語弊がありますけれども、やってできないことはないのかなという。

ただ、今の現状ですと、市、町、自治体がそういうことをやっている例がないというのが現状かと思えます。ある新聞によりますと、1女性が生涯に子供をお産みになるのが1.38というのがこの間新聞に載っておりました。ということは、少子化もどんどんまだ進んでおりまして、親にかわって面倒を見る兄弟も少ない。また、この厳しい実社会の中で、兄弟に面倒を見てというのも、これは親でもなかなか言える話ではない。町主導で積極的に社会福祉法人等を探し、もし出てこない、なかなか見つからないとき、町が自分でやるんだぐらいなつもりで、1日も早く親御さんにご苦労さまというご褒美の言葉をかけてやりたいというふうに思います。

どうか社会福祉法人を積極的に探し、本当に町がやるという姿勢を出していただければと思えますが、その辺、ちょこっともう一度お気持ちを、偽らざる気持ちをお願いします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 浅野議員さんの切実なご要望ですけれども、保護者の意見も聞き入れながら、確かに保護者が高齢化になっている切実な問題があります。私は、そういっ

た障害を抱える家庭を地域が見守るシステムを、あらゆる年代に応じたサポートチームを地域ごとに編成することが望ましいと思います。施設に入れることが必ずしも、その受け入れられる個人が幸せとは限りません。家庭で見られるのが一番いいかと思います。

そういう中で、法人が手を挙げて設立したいということになれば、全面的な支援を行うということでもあります。保護者にとっては、その子を抱えることが自分自身の生きがいであります。ご存じのように、この子がいるから私は死ねないという現状が数多く見られます。そういう中で、自分が手を施せなくなった状態のときのことを考えて、保護者の方々のご要望をおこたえするように法人等の設置をお願いすると、民間の力をお願いするという形をとっていきたいと思います。行政ができることについては、できるだけの支援を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） この知的障害とか、身体障害の方、これ生半可の決意だとその人たちの面倒を見るというのは、非常にこれは難しい。地域でそういうものが立ち上がってできれば、これは非常に申し分ない。

もちろん、そういうのは非常に、今後周りの人間もそういう意識を持つことは非常に大切なことかと思えます。ただ、非常に抱えている問題は難しい問題だということ。それと、先ほども言いましたように、兄弟、子供、その数が少ない。兄弟、それがまた見る、親は、もちろんその子のためには一生懸命面倒見るといのは、親の覚悟といのはもちろんあれですけども、子供たちとかなんか地域の人、なかなかこれは非常に難しいものはあるのかなというふうにも考えざるを得ません。

そういう点で、町長も一生懸命、今後やっていくというご意見いただいておりますので、ぜひ1日も早くそういう施設開所に向けてご尽力いただけますように、この件につきましてはお願いして、次の質問に入りたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、学童保育と児童館について、社会福祉部長の大塚部長にお聞きします。お願いします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） それでは、続きまして学童保育と児童館について、要旨1、児童館の運用についてお尋ねをいたします。

本町は、次世代育成支援行動計画、平成17年から26年の10年間で策定され、21年度見直し、本年度より後期5年間に突入しているわけですが、昨年度は首長さんの選挙等もあり、新町長の誕生と変革の年でもあり、新町長のもとでの見直し等で若干のずれも出ているのかなと思うわけですが、その中で重点事業でもあります放課後児童健全育

成事業について、現在の状況をお願いいたします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） 浅野議員さんのご質問にお答えいたします。

「大泉町次世代育成支援行動計画」は議員さんのご質問の中にもございましたが、平成17年度を初年度として、平成26年度までの10年間を計画の期間としたもので、平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とし、策定いたしました。平成21年度が前期計画の最終年度であるため、町民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、平成21年度に後期計画を策定したところでございます。

放課後児童健全育成事業につきましては、後期計画で目標を提示しておるところでございますが、学童保育の希望の多い西及び南児童館では、平成21年度、22年度にそれぞれ第2学童棟を開設し、増加する学童保育に対処してきておるところでございます。

なお、今後学童保育の終了時刻や対象学年につきましては、保護者を対象としたアンケート調査等を実施いたしまして検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 学年齢の引き上げ、またもろもろの問題点について検討していくという段階が今、現状ということでお聞きしまして、この件につきましては、それでは大塚部長に対して終了といたします。すみません。ありがとうございます。

それでは、斉藤町長に続けてご質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 実は、私も児童館のほうへ行って見聞きしてまいりましたが、例えば北児童館、学童保育定数、確かあれば80名だったと思いますが、ふだん休みの方もいらっしゃるということで、ふだんは余り問題ないという現状でお話しされていました。

ただ、夏休み等になりますと、お子さんが一斉にお昼も食べるも何も学童棟のほうがちよっと狭くて、テーブルも足りない状況、そういう点でも東もややいっばいかなと思います。西、南はようやく現状に追いつき、また追いつこうとしているのが今の状態かと思いますが、今、現実には学年齢の引き上げに対応するのは、そういう状況の中だと、現実には厳しいのかなとちょっと思わざるを得ませんが、それは先輩議員が今、一生懸命いろいろ努力させていただいて、いろんなお願いに動いてくれておりますので、そのほうは今後さらに検討して、真剣にやっていただくとして、学童保育の現実を今、実際考えたときに、例えば親も児童館に行っていてほしい、子供も家で1人でのいるのよりも、児童館のほうにみ

んながいるからいたいと思う、例えば4年生以上のお子さんですが、そういう家庭の子が児童館を利用したいと思うときに、かばん等を一度家に置いてからではないと、児童館に行くことができないというものがあると思います。その規定の変更やそれに対する、じゃ、どうしたらいいのかという、登録制を入れるのかとか、いろいろそういうことに対して、児童館利用規定の検討をしていただけるかどうか、町長にお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 児童館を利用するときに、4年生以上にかばんを家に置いてから来てくれということで受け入れていることですが、ランドセルをしまったまま児童館に行くことはできないかということだと思いますけれども、今のところ、小学校から直接児童館に来館できるのは、学童保育に登録している小学校1年生から3年生までの児童でございます。

学童保育以外での児童館の利用の際には、一度自宅に帰り、それから児童館に来ていただくことにしております。これは、家庭での児童の所在を把握するためでございます。したがって、小学校から直接の来館でございますが、帰宅の確認や児童館での把握、あるいはその後の帰宅をどうするかといった諸問題がございます。

先ほど大塚福祉部長が申し上げましたが、アンケート等により保護者の皆様のご意見を伺い、参考にいたしまして、児童館への来館や学童保育につきまして、今後の運営方針を決めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 確かに、学校がここにある、児童館がここにある、例えばこっち側のお子さんで言いますと、1回帰ってかばんを置いて、さらにここへどうしても行きたい、親も行ってほしい、本人もそういうところにいたいんだという方がいても、学校から1回帰って家へ置いて、さらにそこから行かなくてはならない、そういう子供とすると非常に、そこからまたこっちへ帰ったら終わりじゃなくて、またそこからこっちへまた行かなくてはならない、そういう何ていうのか、行きづらいもの。

それと、学童保育とやっぱり区別しなくてはならないのは、学童保育が6時、そういうものをやはり5時なら5時で閉めて、学童保育とは違うんだよと、学校の、要するに児童館の利用なんだということで規定の変更等、じゃ、どうしたらその仕分けがつくんだか、かばんをしょってきちゃったら学童保育と同じじゃないかというのはあるかと思いますが、それはきちんとやっぱりその親御さんのそういう気持ちを入れて、登録制というものを取り入れるなり何なり、そういう形をとって検討していただければいいと思います。ちょっと私、大体この時間になってくると焦ってきますので、次に行きます。

それでは、続きまして要旨2、北児童館と学童棟についてということでお伺いします。

北児童館の今、建物は非常に天井も高く、明るい日差しが入り込むすばらしい建物ですが、学童棟が若干80名対応とするとちょっと狭いし、東、西、南と比べると一番古く、施設的には、ちょっと老朽化も進んでいるのかなというふうに感じるものであります。

先日、児童館を視察させていただいておりましたときに、折しも雨が強めに降っている最中に1、2年生が児童館にやってまいりまして、その距離およそ800メートルぐらいなんですけれども、傘を差して来ましたが、ひざからは雨にぬれ、靴はぐちょぐちょになって、職員の方がおじちゃんに対してごあいさつをなささいという形で促しておりましたけれども、やっぱりそれに対して反応できるような余裕な子は何人もちょっといなかったと。雨の日も風の日もあるわけですが、児童はもちろん大変とは思いますが、交通安全の面からできれば考慮する必要があるのではないのでしょうか。子供たちも、その辺のところはよく教えていただいていると思うので、大丈夫だとは思いますが、ちょっとそういう懸念もあります。

また、社協のほうで担当している地域活動支援センター、旧福祉作業所ではありますが、旧保育園跡としてつくられたもので、天井はやはり高く、はりが出ていて空間はすばらしい建物かなと思います。同センターは、15歳以上の方に対応されているということで、作業所として20名定員のところに12名、職員の方が、それに携わっている方が3名、またデイサービスのほうの部門として知的障害の方等9名、4名の職員の方で、さらにセンター長を入れて合計8名で委託運営をされておるといって大変な労働の場所だなど、そういう直感をいたしております。正式な障害施設ということではなく、個々的には問題もある施設かなと思われまます。その都度、増改築をしておりますが、もともと保育園の跡であり、現在の平米数は、北児童館に比べ若干広いぐらいの施設ということでもあります。元保育園ということで、児童館として、また学童保育棟として最適な施設でもあり、広さも十分確保できる、安全・安心の面、子供の負担等も軽減できる、立地条件的にもすばらしいものと思われまます。

また、今の児童館ですが、明るい感じがすばらしいあの空間、若干の手直しと保育棟の改装、改築でややもすれば暗くなりがちな気持ちを明るく導ける使いやすい施設として、変化できる施設だと視察をした結果、私はそう思いました。福祉の介護は、職員の方の使いやすさが非常に重要です。緑多い今の児童館、福祉施設としても、またその位置も最適であります。

そこで、斉藤町長にずばりこの施設間のトレードを真剣に検討し、取り組んでみるお考えはありますでしょうか。その点をお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 浅野議員さんのご提案の北児童館と地域活動支援センターの交換についてでございますが、児童館は健全な遊びを通し、個別的、集団的な指導をすることにより、児童の健康を増進するとともに、情操の涵養を図っております。北児童館はご案

内のおり、前身の中央児童館であった経緯がありまして、北小学校から少し離れた場所に設置してございます。

学童保育の児童が雨の日などに、北児童館に来るのは大変だというご指摘でございますが、児童館は児童館の事業に適した施設整備をしており、地域活動支援センターはセンターの事業に適した施設整備を行い、昨今、また改修した段階であります。それぞれの事業に合わせる事が非常に今、交換ということになると難しい問題が生じます。

今後、建物の老朽化等により、建て替え等の検討をする段階には、将来考慮していきたいと思っておりますので、その時点でまた検討させていただくことを申し上げます。

以上、浅野議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 浅野議員。

〔3番 浅野正己君発言〕

3番（浅野正己君） 私は、非常に現地を視察させていただいた感じでは、やり方によっては非常にいい交換、トレードじゃないかなというふうに見たわけですが、物の考え方というのは肯定的に考えるか、否定的に考えるかによって随分答えもいろいろ変わってくるんじゃないかなと、そういうものもある中で一応、真剣に物事を考えていただいて出したお答えとして尊重はさせていただきます。

今後、そういういろいろな機会が出たときには、真っ先に今のこの話を優先的に思い出していただいて、ぜひそういうものの実現に向けてしっかりご協議をいただければと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で浅野正己議員の一般質問を終了いたします。

散会の件

議長（引間サチ子君） ここで今後の日程についてお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすの6月9日を休会とし、明後日の6月10日午前10時より会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、6月10日午前10時より会議を再開することに決定いたしました。

散 会

議長（引間サチ子君） 本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時55分散会

平成22年第2回

大泉町議会定例会会議録

第 2 号

(6月10日)

平成 2 2 年第 2 回大泉町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 2 年 6 月 1 0 日（木曜日）

議事日程 第 2 号

平成 2 2 年 6 月 1 0 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 発議第 2 号 町長において専決処分することができる事項の指定について
- 第 3 平成 2 1 年請願第 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書（継続審査申出）
- 第 4 平成 2 1 年請願第 7 号 日本への核持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願（委員会報告）
- 第 5 平成 2 1 年請願第 8 号 「所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書（委員会報告）
- 第 6 請願第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）
- 第 7 請願第 2 号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての請願書（委員会報告）
- 第 8 請願第 3 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）
- 第 9 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第 2 号 町長において専決処分することができる事項の指定について
- 日程第 3 平成 2 1 年請願第 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書（継続審査申出）
- 日程第 4 平成 2 1 年請願第 7 号 日本への核持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願（委員会報告）
- 日程第 5 平成 2 1 年請願第 8 号 「所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書（委員会報告）
- 日程第 6 請願第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）

- 日程第 7 発議第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第 8 請願第 2 号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての
請願書（委員会報告）
- 日程第 9 発議第 4 号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書
- 日程第 10 請願第 3 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出
することを求める請願書（委員会報告）
- 日程第 11 発議第 5 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第 12 閉会中の継続調査申出について

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財政部長兼 会計管理者	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	大野節雄君	都市建設部長	神谷隆夫君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
総務部長 契約検査課長	高野敏彦君	企画部副部長 兼広報情報課長	大越邦夫君
財務部長 収納課長	宮沢康夫君	社会福祉部長 福祉課長	岡田輝美君
住民経済部長 商工課長	岩瀬寿夫君	健康推進部長 長寿支援課長	木村隆一君
都市建設部長 土木課長	岸浪良二君	生活環境部長 環境課長	築比地良明君
教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開 議

午前10時開議

議長（引間サチ子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第2回大泉町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問

議長（引間サチ子君） 日程第1、一般質問を行います。

一昨日の8日に引き続いて、一般質問を行います。

通告3番、議席8番渡邊明議員。

〔8番 渡邊 明君質問席登壇〕

8番（渡邊 明君） 皆さん、おはようございます。議席8番渡邊明です。

議長より発言の許可を得ましたので、これより通告に従い順次質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、2点でございます。質問方式は、一問一答方式で行います。

初めに、大野住民経済部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大野住民経済部長。

〔住民経済部長 大野節雄君答弁席着席〕

8番（渡邊 明君） 早速質問をさせていただきます。

最初は、件名1、住宅リフォーム助成制度の創設について。

要旨1、住居環境整備促進で町内業者の仕事をふやし、地域経済の活性化対策について質問をいたします。

現在、日本の経済情勢は、長引く不況により勤労者や町民の所得が減少し、さらに、政権が交代しトップがころころかわる中、政局の不安定による将来の不安など、国民の生活は深刻な状況に追い込まれております。町民は、こうした状況の中で、将来を考え、若い世代は子育て環境のよい住まいを、お年寄りを抱える家庭は在宅介護に対応できる住居、バリアフリー化へのリフォーム計画、古い家に住んでいる人たちは、新築したくても、この不況の中で、建てかえたくてもお金がなくてとてもできない、せめて老朽化した家を補強工事を含めたリフォームをしたい、これが町民の声であります。

最近の新聞でも発表され、部長もご承知のことと思いますが、住宅の着工数、建設の受注額は、ともにこの40年間で過去最低となっているとのこと。そのため、建築関係業者は仕事が激減し、倒産、廃業が依然とふえ続けており、まさに深刻な事態になっております。ご承知のように、本町も中堅企業の倒産もあり、例外ではありません。

ここで、部長にお尋ねしますが、こうした厳しい状況の中で、町民の切実な願い、そし

て町内業者の叫びとも思える、仕事が欲しい、この声をどう受けとめているのか。また、行政が今何をすべきかと考えているのか。部長の所管外の町の制度であります。介護保険適用の住宅改修や60歳以上のひとり暮らし高齢者向け住宅改修費補助制度がありますが、利用者は年間を通して数件とのことです。せっかくある制度も、十分生かされていないようであります。そこで、こうした実態を踏まえ、すべての世帯、住宅が対象となる子育てからお年寄りの在宅介護対策、そして安心・安全の住まいづくりまで、住居環境整備のすべてが対象とされる住宅リフォーム助成制度を1日も早く本町でも創設すべきと考えます。

この制度は、部長もご承知のことと思いますが、全国で既に154の自治体、県内では中之条町と郡内の明和町が既に実施しております。先進地の制度の内容は、補助率5%から30%前後で、町の財政力によってまちまちではありますが、何といたっても目玉は、工事する場合は町内業者、大工さんなどを利用することが助成する条件になっておりますので、町内業者の仕事がふえ、町に活性化が生まれ、関係者に大変喜ばれているとのことであります。

私は、この件につきましては今まで何度か提言、質問してまいりましたが、その都度、調査・研究しますとの答弁でございました。よって、その後、どう調査・検討されたのか、担当部長にまず質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大野住民経済部長。

〔住民経済部長 大野節雄君発言〕

住民経済部長（大野節雄君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんご提言の住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、過去に何度か同様の趣旨のご質問をいただいております。

内容につきましては、個人住宅のリフォームを町内の業者に限定して依頼することにより、町内の住宅建設関係の事業者の仕事の受注がふえ、町内の経済も活性化するという趣旨のご質問であろうかと思っております。

ご案内のとおり、現在の景気状況につきましては、大手企業の中では景気浮揚への動きも見られますが、町内企業につきましては、まだまだ厳しい状況が続いているのが現状でございます。特に建設業につきましては、群馬県信用保証協会発行の「保証月報」5月号に報告されている本年4月の業種別保証状況を見ますと、全体の保証件数1,529件中、建設業が428件と、約28%を占めております。この数字は、長引く景気低迷により受注量が減少し、建設業者の経営が大変厳しい状況にあることを示しているものと認識しております。

渡邊議員さんには、先進地の事例を細かくご説明していただきましたが、町でも、制度そのものの費用対効果を考え、将来的に皆さんが満足していただけるものにしていくため、これまでも調査・研究をしてまいりました。

その調査・研究内容も多岐にわたり、事業費における助成率や助成限度額、また、助成金は現金支給がいいのか、あるいは、商工振興の立場から商工会の商品券での支給がいいのか、さらには、リフォームに係る借入金の金利を町が負担するという方法は考えられないのか、ほかにも、リフォームによって住宅という個人の資産価値を高めることで行政と

して公平性が確保できるのかなど、さまざまな問題点や課題も浮かび上がっておりますので、今後さらに検討したいと考えております。

以上で、渡邊議員さんに対する答弁といたします。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） ただいま、部長より答弁をいただきました。

私が提案している住宅リフォーム助成制度の内容と効果については一定の理解をしていただいたのかな、こんな思いであります。引き続き調査・研究したいとの答弁でございました。個人の投資でなく、新たな雇用を生み出し、経済効果を発揮するだけに、町民の将来に希望を与え、関係業者に仕事がふえ、町が元気となる制度でございます。今後さらに前向きに検討され、1日も早く実現されますよう、担当部長のご活躍を期待して、大野住民経済部長への質問は終わります。ありがとうございます。

次に、斉藤町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔 町長 斉藤直身君答弁席着席 〕

8 番（渡邊 明君） 要旨の 2、住宅リフォーム助成制度の創設について、町長の見解を質問させていただきます。

この件につきましては、斉藤町長に質問するのは初めてであります。過去に 3 度ほど、前町長に質問させていただいております。先ほどの大野部長の答弁は、今までで一番内容のある答弁であったと自分なりに評価をしているところであります。

町長も十分ご認識されておりますように、町に元気がない、町民に笑顔が少ない。特に町内の建設関係業者は仕事がなく、深刻な経営状況で、危機的な事態だと言われております。町内業者への支援策の一つでもあり、町民の住居環境整備で、在宅介護への準備や子育て支援の住まいづくりなど、ちょっとした手助けを行政がやるこの制度は、投資することによって仕事、雇用が創出され、経済効果が間違いなく生まれます。先進地の経験がそのことを立証しております。ぜひ住宅リフォーム助成制度を 1 日も早く本町も実現していただきたいと思いますが、斉藤町長の見解をお尋ねいたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔 町長 斉藤直身君発言 〕

町長（斉藤直身君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度は、町内の建設業者を利用して住宅のリフォームをされた方に費用の一部を町が補助することにより町内の経済の活性化を図り、住環境の向上にも寄与できるもののご提言でございます。町といたしましても、これまで調査・研究を続けてまいりましたが、先ほど大野部長が申し上げたとおり、さまざまな課題もあります。公平感を町民に納得してもらわなければならない問題もあります。今後、十分に調査・研究を進める中で検討させていただきたいと考えております。

以上、渡邊議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） 答弁ありがとうございました。

制度の提案の趣旨は理解をいただけたのかなという評価をしております。今後さらに調査・研究をして対応したいとの答弁でございます。関係者の皆さんは、早く制度をつくってほしい、期待をしておりますので、早い時期に方向性を示していただければありがたいと思います。今後の動向によっては、再度、後日質問させていただきますが、二度と質問しないで済むように、ひとつご検討を願えればと思います。

以上で、斉藤町長への質問を終わります。ありがとうございました。

次に、千葉教育長に質問いたします。

〔 教育長 千葉 優君答弁席着席 〕

8 番（渡邊 明君） 件名 2、学校給食の見直しについて。

要旨 1、現状と問題点について質問いたします。

この件については、同僚議員や私からも、何度か過去に質問させていただいておりますが、その後どう改善されたのか、また、調査・研究の成果はどうなったのかを含めて、改めて質問をしたいと思います。

早速質問させていただきますが、学校給食のあり方について。

本町の公立小・中学校の学校給食の経緯は、教育長も十分ご承知のように、学校給食法が1954年、昭和29年に施行され、ことしで56年目を迎えております。この法律は当初、戦後の食糧難を背景に、不足がちな栄養を給食で補うことを主たる目的として出発されました。しかしその後、食糧事情が改善された上、子供たちの食生活の乱れが指摘され、2005年、平成17年に食育基本法が新たに成立しております。学校給食法も、当然実態に合った内容にする必要が生まれ、教科外の特別活動とされている給食を、子供の栄養補給の場とするだけでなく、食料の生産者や生産過程、流通、食文化などを学ぶ場として、明確に学校給食のあり方が条文化されました。食育について、文科省から告示された学校給食実施基準について、本町はどう見直し、改善されたのか。学校給食の現状と問題点について、まず質問をいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔 教育長 千葉 優君発言 〕

教育長（千葉 優君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

渡邊議員さんの大泉町の子供たちにおいしく栄養のある学校給食を提供したいというお気持ちに対しまして感謝申し上げますとともに、その思いは私たちも全く同じであるということをお初めに述べさせていただきますというふうに思います。

さて、学校給食は議員さんご指摘のとおり、昭和29年に発効された学校給食法に基づき、設置者である市町村の管理責任のもとに運営され、戦後日本の発展を支える若者たちに対

する栄養指導、体位向上、あるいは食を通じて養われる共同性、協調性、思いやりなどを学ぶ場としても極めて大きな役割を果たしてきたと考えております。

しかし、これも議員さんご指摘のとおり、近年の急激な社会環境の変化は、子供たちの生活環境や食事環境にも重大な影響を及ぼし、子供の孤食や朝食の欠食、朝食を食べない欠食がふえ、肥満傾向児や食物アレルギーの子供の割合の増加をもたらしている現状でございます。また、生活習慣病の増加及び低年齢化など、食に起因する健康問題も増加しております。

このような状況の中で、子供たちが将来にわたって健康に生活していけるようにするためには、子供たちの食生活に関する指導、食育教育を充実し、望ましい食習慣を形成することが重要であるというふうに考えております。また食育教育の充実は、生きる力の基礎となる健康と体力をはぐくむほか、食文化の継承、社会性の涵養などの効果も期待できると考えております。

学校における食育教育の中心となるものが学校給食でございます。学校給食の目的は、安全で栄養のバランスのとれた食事をみんなで楽しく食べることにより、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養うこと、さらに学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うことなどを通して、子供たちの豊かな心と健康な体をつくることだというふうに考えております。

大泉町の学校給食はご案内のとおり、自校方式や給食センター方式ではなく、民間業者への委託による提供でございます。委託方式の学校給食の問題点というよりは、自校方式の学校給食のメリットとして、次のようなことが考えられるかなというふうに思っております。

- 1つ目は、食材の地産地消を有効に活用できる。
- 2つ目は、作りたての給食が食べられる。
- 3つ目は、学校給食を生きた教材として活用することができる。
- 4つ目は、給食をつくる様子がわかるということ。
- 5つ目は、栄養職員や調理員と児童・生徒が触れ合いやすくなるというふうなこと。
- 6つ目は、配送を必要としないため、配送コストがかからない。
- 7つ目は、衛生面及び安全面から、食中毒や事故等が発生した場合に被害を最小限度に抑えることができるということが考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8番（渡邊 明君） ただいま、教育長から答弁をいただきまして、今、自校方式のほうがいいのか悪いのかではなくて、自校方式のよさをお話しされました。後ほどまた論じますが、本町の場合は、自校方式でもなく、センター方式でもなく、まさに民間会社への委託と。であるならば、いわゆる、今、民間の給食センターに本町の場合は委託している

点での問題点を逆に私のほうから申し上げます。

1つは、現在の大泉の給食あるいは食育のあり方として、5点ほど問題があるのかなと私も受けとめています。

その1つは、調理場でつくってから各学校に配達するまで搬送時間がかかり、ぱりっとしたサラダやさくさくの揚げ物もやわらかくなり、つくりたてのおいしさが多少失われる。

2つ目は、調理、つくる人が子供の食べる様子がわからないため、献立の改善がしにくい面がある。栄養士任せで解決はできない。

3つ目は、朝食を食べない、またはつくらない家庭の子供やアレルギー持ちの子供にきめ細かい対応ができない。

4点目は、調理をするつくる人と子供のかかわり合いができない。調理場を見る機会がない。本町の場合は、ほとんどの児童・生徒は給食センター、現場を見た人はいないと言われております。

5点目が、食材である肉や野菜について、飼育や栽培、現場を見たり、経験ができない。まさに地産地消もできないという弱点があります。

こうした点、この逆が、先ほど自校方式のよさを教育長みずから述べていただいたことについては大変ありがたいかなというふうに思っております。

そこで、お尋ねしますが、本町の学校給食の現状についてでございますが、問題点は後でまた議論させていただきます。いわゆる給食の調理移転先である、そして今私が挙げたように、自校方式の逆で、大きなデメリットが問題を抱えている給食センターの会社移転計画があるようでございますが、この計画の内容、いつごろの予定なのか。そして実施された場合、先ほどの問題点が多いわけでございますが、本町の給食はどう変わるのか、あるいはどうなるのかをまず質問させていただきます。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） お答えいたします。

渡邊議員さんご指摘のとおり、現在、学校給食を委託しております業者は将来、四、五年後かなというふうにお話を聞いておりますけれども、太田市のさくら工業団地に移転する計画であるというふうに聞いております。もし移転ということになりますと、距離にして約12キロメートル、時間にして、大泉町の学校まで約30分かかるということであります。現在よりもさまざまな面で問題点があるというふうに考えております。ただ、設備等の引っ越しによるリスクの軽減、従業員の通勤問題、騒音を伴う早期作業がなくなることによる環境問題の軽減などから、学校給食を現在の工場で継続することも考えているというふうにお話も伺っております。

教育委員会といたしましては、委託業者と情報交換を図るとともに、自校方式、センター方式、委託方式のそれぞれのメリット、デメリット、土地問題、予算面も含めて、さまざまな面から大泉町の現状に適した学校給食のあり方について、自校給食の先進地の視察

等を通して、調査・研究をして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言〕

8 番（渡邊 明君） 大変明るい見通しがあるのかなというふうに、私なりに受けとめているところでございます。デメリットが多い、また、千葉教育長みずからが自校方式のメリットをお話したように、やはり 1 日も早く本町の子供たちに、おいしい給食はともかく、食育という立場から切りかえていただければなど、こんな思いでおります。

いろいろと先ほど申し上げましたように、民間委託でありますとさまざまな問題が生じております。そういう点では、問題点二、三挙げて、用意したわけでございますが、千葉教育長みずからその点についてご理解をして、前向きな答弁をいただきましたので、この問題点についてはまた後日に回して、本日は省略をさせていただきたいというふうに思います。

時間の都合もございますので、先に進ませていただきます。

次は、要旨の 2、自校式学校給食の導入について。

ここで、先ほど質問を省略した点も含めて、ご質問させていただきます。

先進地の例は、昨年と同僚議員の質問のときにも紹介されました。そして先ほど、教育長のほうからも、しっかりと先進地の調査・研究をして対応していきたいという意向を示していただきました。

前回は説明がありましたが、改めて認識を共通にしていく意味でお話をさせていただきますが、今全国で、単独調理の自校方式が 1 万 3,013 校で 43.6%、共同調理のセンター方式が 1 万 6,313 校で 54.7% で、この 2 つの調理方式が 98.3% を占めております。先ほど、お互いに確認した本町のような特殊なケース、民間の会社に調理委託をしているその他の調理方式は全国でわずか 516 校で、全体の 1.7% だということで、これは昨年、千葉教育長が答弁した内容とパーセントは同じで、数字を示しただけでございますが、こうした数字を見てもわかるように、いかに本町の子供たちが全国の例外として、特別、違う学校給食のあり方として例外な措置で長年過ごしてきたかということを指摘せざるを得ません。

例えば、どんな状況に本町の子供たちが置かれてきたかと申しますと、1963 年、昭和 38 年に共同調理場方式である給食センターを町が設立をしております。一時的には、いわゆる今一番多い今の共同方式、センター方式を昭和 38 年に導入した経緯があります。しかし 1975 年ごろ、昭和 50 年代、北小学校を除いて、南小学校、西小学校、南中学校、北中学校の 4 校が現在の民間の給食センターへ調理委託されております。約 35 年間こうした、私に言わせれば異常な学校給食の悪い条件の中で、子供たちが我慢をしていたのであります。その当時は、東小学校、西中学校はありませんでした。そしてなぜ、本町は当時は財政力があるにもかかわらず、国の行革や規制緩和、これが出されたのが、最初の行革が出たのが 1985 年で昭和 60 年、そして行財政改革、規制緩和として国の方針が民間委託導入を進めてき

たのが1995年で、平成7年であります。こうした国の財政改革や規制緩和ができる前に、本町は既に約35年前に導入している。なぜかそれは私も理解はできないわけですが、その点について、教育長、十分頭に置いていただきたいと思います。

引き続き質問しますが、県内ではご承知のように、太田市を初め高崎市では自校方式が主流になっており、学ぶべき点はたくさんあります。前回、同僚議員の質問に対して教育長は、高崎市等の自校方式の方針を調査・研究して、子供たちにとってよりよい給食のあり方を研究していくと答弁されておりました。きょうもそういう方向で、前向きな答弁をいただきましたが、改めて本町の自校方式についての決意とありますが、考えを質問させていただきます。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） 先ほど、高崎の先進校を視察という点につきましては、昨年度計画をしたわけですが、相手先の都合で実際に現地に行くことができませんでした。ことし、今年度改めてその計画を立てているところであります。

食育教育の充実という観点から見ますと、自校方式はすぐれている方法ではないかなというふうに思っております。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 学校給食のあり方について、100%に近い人は、子供たちの食育のために自校方式が一番よい、ただいま教育長も述べていたように、そう受けとめていただいております。教育長も同じ考えであるということで、大変安心をしたところでございます。児童・生徒が喜ぶこと、教育のために一番よい給食のあり方、食育のためにも自校方式を1日も早く取り入れるべきだと、私は改めてお願いをしたいと思います。

本町は、耐震化対策の一環として、老朽化した校舎の建てかえ計画が開始されております。まず今年度から南中学校が実施設計に入り、具体的に建てかえ工事が始まるわけですが、二重投資を避けるために、一つのモデルケースとして、まず南中学校から自校方式、学校給食が実施されるよう、計画の見直しをぜひやっていただきたいと思いますが、千葉教育長のお考えをお聞きいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） お答えいたします。

校舎の建てかえ計画でございますけれども、現在、南中学校の改築計画が進行しており、平成23年度中に完成の予定でございます。その後、平成24年度から北中学校の校舎改築の予定となっており、現在のところ、それ以降の校舎改築計画はございません。

南中学校をモデルケースとして自校給食を導入すべきということでございますけれども、自校給食施設の候補地として南中学校では、第2特別教室棟の跡地が考えられます。先ほ

ど答弁させていただきましたが、子供たちにおいしく栄養価のある給食を提供したいという思いは同じでございますので、今後も、自校方式、センター方式、委託方式のそれぞれのメリット、デメリット、委託業者の移転計画や自校方式あるいはセンター方式を採用した場合の土地の問題、予算面も含め、さまざまな面から大泉町の現状に適した学校教育のあり方について調査・研究して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） ただいま、南中学校の建てかえに伴い、自校方式を導入していたきたいと、その後、北中学校も予定しているわけでございますが、いわば、自校方式のよさは十分お互いに理解し、共通の認識に至ったわけでございますから、問題は、財政的な面や場所、時期的な問題ではないかなと。これらをクリアすれば実現可能なかなと、こんな思いがしているところであります。

これは、私は、合併についてとやかくここで論じるつもりはありませんが、本来なら、昨年太田市と合併していれば、太田市に調整して、給食は自校方式にするということになっておりました。選挙の結果、合併は中止となり、自立を選択したわけでございますが、自立の町を選択したからといって、本来やるべきはずだった給食の自校方式、またやれるはずの自校方式の切りかえがなぜできないのか。子供たちに、もしこのことが、本当に自校方式に切りかえることが長引いてしまうのであれば、大人が選択した道が子供たちにとって不幸な選択になってしまうのかな、こんな寂しい思いをしているわけでございます。合併しなくてよかった、学校給食もちゃんと今までと違ってもっともっとおいしく、また、すばらしい食育にも適した子供たちの給食が実現できるよと、こういうふうに私は、合併しないで自立の道を選んだ以上、そういうふうに行行政も教育委員会もやはり一体となって努力をすべきだと、このように考えておりますが、その点についての認識について、教育長の見解をお願いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔 教育長 千葉 優君発言 〕

教育長（千葉 優君） お答えいたします。

今、合併云々というお話がありましたけれども、その過程の話については控えさせていただきますというふうに思っております。

また、渡邊議員さんの自校給食に対する思いというのも、十分理解したつもりであります。

自校給食を実施しないのはなぜかということでございますけれども、それは実施しないということではございません。子供たちにおいしく栄養価のある給食を提供したいという思いは同じでございます。これは何度も繰り返させていただきますけれども、同じ思いでございます。

ただ、一番大きな問題点としまして、予算問題があるのではないかというふうに考えております。仮にですけれども、自校給食を実施した場合、初期投資費用としては、近隣の例で、1校の給食棟建設費で約1億1,000万円、人件費等として約2,000万円の費用がかかるということでございます。また現在、南中学校の校舎改築を実施しており、小・中学校の校舎の耐震補強も実施しなければなりません。さらに、建設場所の問題もでございます。そういう観点から、今後も3方式、何回も繰り返して申しわけありませんけれども、それぞれのメリット、デメリットも含め、さまざまな面から大泉町の現状に適した学校給食のあり方について、自校給食の先進市の視察等を行いながら調査・研究、対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解、ご支援をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） いずれにしても、自校方式をしているわけじゃありませんから、これ以上この件については質問いたしません、時間もありませんので、まとめの方向で進めさせていただきます。

とにかく、一番大きなクリアしなければいけない問題は、財政問題かなというふうに思っております。一般的には、自校方式はお金がかかる、こういう理由から、施設面の分散化、学校ごとに設置するということで、維持管理費、人件費等の経費面でコストが高つく、ということで、給食センター方式や施設を提供した民間委託というふうになっているのが現状のようです。

もう一方で、民間委託した場合に、若干いろんな問題点があるという点で、今、全国的にも見直されております。人件費の節約はあるものの、直接調理師に栄養士が指示できない、いろんな点での法律に係る疑いがあるというようなことから、見直しが今されております。そこで、ぜひともそういう問題が起きる前に、方向性として検討されてくれるような姿勢でございますので、あえてこれは細かくは追及いたしません、調査の財政的な面でアドバイスというか、私の調査の内容をお話しさせていただきます。

1つは、東京都杉並区の場合、学校の調査結果、委託と直営の経費比率の計算式で算出した場合、これは該当する学校の事務担当者みずからが学校給食のあり方の見直しのときに算出したようでございます。その結果、委託した場合より直営のほうが、15年間の一つの長期的なスタンスで計算したところ、12億円委託のほうが高つくことがわかったと、こういうふうに報告がされております。

もう1つの例でございますが、神奈川県横浜市の場合、同じく15年間で直営した場合、425億8,340万円になるとのことですが、それを委託した場合は何と749億7,965万円になり、委託のほうが323億9,625万円高くなることがわかったそうです。1年で21億5,975万円、これは横浜はご存じのように、人口数、学校数、児童数が莫大ですから金額がかなり想像もつかない金額になっていますが、ぜひこの2つの場所に職員を派遣して、学んでくる価値

があるのかなと、こんな思いで報告をさせていただきました。財政面でそう苦労することも、場合によったら逆に経費が節約できるのかなと、こんな思いをしておりますので、参考にしてください。

そこで、質問しますが、こうした本町の学校給食が歴史的な背景を見て、子供たちに長年我慢をしてもらった、こういうことから、1日も早くその大人のおわびとして、自校方式に切りかえてもらいたい。幸いにして、本日改めて教育長と共通の認識をさせていただいたわけでございますので、ここでまた新たな提案をしたいと思いますが、具体的な解決策として、今後、第5次大泉町総合計画を策定することになっておりますので、この計画の中に基本計画の一つとして、学校給食の記述の中に、8年または10年をかけてでも、町内公立小・中学校7校に年次計画を立てて、全校に自校方式の給食調理場をつくるよう、担当教育委員会の責任者として計画に盛り込んでいただきたいと改めて提言をし、学校給食は自校方式になる目に見える形であらわしていただきたいと思いますが、教育長の見解を最後に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） 横浜市、杉並区等の参考資料ですけれども、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、第5次というふうなことでございますけれども、今策定中ということでありますので、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） きょうは、大変前向きな答弁をありがとうございました。ぜひ期待をしております。これは、私が期待しているんじゃないですね。子供たち、そして保護者の方が大変期待をしておりますので、これが夢に終わらないように、ぜひとも具体的な、先ほど提言いたしましたように、第5次大泉町総合計画の中で、何年度はどこ、何年度はどこということ、町長の言う8年または10年の中で全校が実現できるようにひとつ努力をして、町長もご理解いただけたと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で、渡邊明議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午前11時5分まで休憩をいたします。

午前10時46分休憩

午前11時5分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開いたします。

通告4番、議席10番森昌彦議員。

〔 10番 森 昌彦君質問席登壇 〕

10番（森 昌彦君） 議席10番森昌彦です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従って順次質問させていただきます。

私の質問は一問一答方式で、まず最初に、斉藤町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

10番（森 昌彦君） それでは、よろしくお願いいたします。

件名、生涯学習について。

要旨1、循環型生涯学習の構想について質問いたします。

町民一人一人の各ライフステージにおいて生涯学習を支援していくためには、多様な学習機会の提供やさまざまな住民ニーズへの的確な対応が重要であると考えます。本町でも、町民の多様化するニーズに応じた適切で豊かな学習の機会を提供し、町民だれもが自主性、創造性を発揮する主体的な学習活動の充実を図っていることと思います。そして、町民の知識や技能を社会に還元する循環型生涯学習を目指し、関係機関、団体などと緊密な連携を図り、大泉町の生涯学習の推進に取り組んでおられます。

また、生涯学習の活動の成果におきましては、さまざまな面で学習の成果を表現する場の取り組みがなされておりますが、今後、ますます個人や団体の学習活動をどう評価し、その学習の成果をいかに活用していくかが課題とされるところだと考えます。

そこで、昨年6月の一般質問において、町長の広く教育に関する考えと今後の教育力を高める具体的な施策と取り組みをお伺いしたところ、「生涯学習という観点から、人生すべてが教育であり、今後も家庭や地域、教育委員会を初め関係諸団体と連携・協力をしながら、将来の大泉を背負って立つ住民を育てるために、具体的な施策を調査・研究してまいります」と答弁をいただきました。そして1年が経過し、その進捗状況をまずお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

昨年の6月定例会の一般質問におきまして、人生すべてが教育であると答弁させていただきました。その考えは、1年経過した今も変わることはありません。

第1期の幼児期、第2期の児童・生徒期、第3期の青年・壮年期を通してみずから学び、みずから鍛え磨くことが大切なことであり、生涯学習であると認識しているところでございます。

教育委員会で提唱しているあいさつ運動をさらに推し進めるため行っている意欲化推進計画につきましても、大泉町の子供たちをもっともっと生き生き元気にしようという取り組みでございますが、大泉町に誇りを持ち、町を背負う町民の育成を目指し、今後も推進

していきたいと存じます。

そのためには、人格の基盤形成期である幼児期から人格の陶冶期の青年期・壮年期を通して、各年齢層のさまざまな学習ニーズを把握した事業を展開し、町民皆様一人一人が主役となって、行政と町民、町民同士のつながりの中で、相手の気持ちや痛みが理解できるような、優しい手ざわり感のあるまちづくりの実現を目指していきたいと考えております。

教育は人づくりと言われるように、大泉町に誇りを持ち、町を背負う人材の育成をすることが町の活性化につながるものと考えておりますので、行政と町民皆様とがあらゆる事業の実施に向け、ともに協働しながら事業を遂行していくことが大変重要なことだと考えております。

そのためにも、町民の皆様が長年にわたり得た知識や技能などすぐれた能力を地域社会に還元する循環型生涯学習を、関係機関、団体等と連携を図りながら、心身ともに豊さをはぐくむ生涯学習のまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

五八国体を契機に、地域公民館活動が活発となっております。これは町民皆様一人一人の力を結集した結果であり、全国でも誇れる地域活動がなされていることは、森議員さんもお承知のことと思います。地域公民館を拠点として、地域に根差した活動を展開することで、地域の活性化や地域のコミュニティが図られるものと期待をしているところでございます。

ところで、私が町長に就任し、1年が経過したところでありますが、何を調査・研究したかというご質問であると思いますが、1点目は、協働のまちづくりの推進でございます。現在、住民と行政との協働のまちづくりを推進するため、その仕組みづくりや体制の整備を図るため、大泉町協働のまちづくり推進指針を策定中でございます。

2点目は、男女共同参画の推進でございます。

男女平等の実現に向け現在、第2次大泉町男女共同参画推進計画を策定中でございます。

3点目は、大泉町が輩出した偉大な芸術家の作品の購入でございます。

日本画家の長野大原氏の作品を購入し、町民皆様にごらんになっていただくため、現在、保健福祉総合センターに展示してございます。また、木彫家である中平四郎氏の作品につきましても購入予定でございまして、町の芸術文化の振興に努めていきたいと考えております。

4点目は、大泉かるたでございます。

現在町には、平成16年に完成した大泉かるたがございます。町の歴史、文化、芸術等を再認識する材料となり得るものがございますので、その利用促進を図るものがございます。

現在、町の財政状況は大変厳しい状況でございますので、そのようなときにこそ知恵を出し合って、今ある資源を有効に使い、行政と町民の皆様とが協働して活気に満ちた大泉町を目指し、教育を原点として、町をさらに発展させる人材、町に誇りを持つ人材の育成に努めていきたいと存じますので、よろしくご理解・ご支援くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔10番 森 昌彦君発言〕

10番（森 昌彦君） ただいま町長より、1年が経過した進捗状況をお伺いしましたが、町の芸術文化や、そういったいろいろな歴史・文化ですか、そういった利用促進を図るなど、4点ほどを具体的にお伺いしましたが、町長は、人生すべてが教育とおっしゃるように、とても教育に熱心でありますので、ぜひ、先ほども答弁にありましたが、今ある資源を有効に使った施策として、町の活性化を図るためにも教育を充実させて、今後の取り組みを期待しております。

続きまして、町長もご承知のことと思いますが、平成18年12月の教育基本法改正により新たに生涯学習の理念が規定され、平成20年2月には、文部科学省中央教育審議会から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興策について」という答申が出され、生涯学習を取り巻く制度的な環境は整いつつあるようです。

生涯学習をさらに充実させるためには、人々は自己の充実、啓発や生活の向上のため、多様な学習機会を求めており、学習機会の充実を図ることが大切です。そして、あらゆる機会にあらゆる場所において学習ができることがその成果を適切に生かし、評価することができる場を拡充し、地域に還元していくことができる取り組みが必要と考えます。その基盤とします地域社会全体の教育力を向上させるとともに、行動の結びつけ、リードしていく人を育成していくことや、学習する機会の充実とその学習成果を生かしたシステムづくりが必要と考えます。

そこで、大泉町の生涯学習の基本方針でもあります循環型生涯学習を目指し、関係機関、団体などと連携を図り、本町の生涯学習を推進するとの方針ですが、先ほども連携をとっていくというお話がありましたが、今後、どのような循環型生涯学習に取り組んでいくお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

生涯学習につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、生涯を通じていつでもどこでも主体的に続ける学習活動でございます。

学校教育に限らず、社会や職場においても、さらには社会の第一線を退いた後にも、自分のキャリアを磨くため、また、趣味を楽しむため継続して学び、みずからを高めることが大切なことでございます。その得た知識や技術を地域のためにボランティアとして提供することで、地域の活性化や地域のコミュニティーが図られるものではないかと考えております。

ただ単に個人が豊かになることだけでなく、学んだ知識や技術を地域に役立てていく人々を育てていくことも、重要課題の一つでございます。

先ほども申し述べましたが、五八国体を契機に、地域公民館活動が活発となっております。その高まりこそが住民自治の原点でもあります。

これからも、地域の皆様一人一人が地域のリーダーとして活躍できるよう関係機関等と連携をして、活力に満ちた地域づくりを目指して、循環型生涯学習の一層の推進を図っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解・ご支援をくださいますようお願い申し上げます。

以上、森議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔 10番 森 昌彦君発言 〕

10番（森 昌彦君） ただいま、町長より答弁をいただきましたが、ぜひ町民一人一人の持つ知識や技術を社会に還元できる環境の整備に取り組んでいただくように要望いたしまして、町長の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、要旨2、地域社会全体の教育力の向上について、教育長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔 教育長 千葉 優君答弁席着席 〕

10番（森 昌彦君） それでは、よろしく願いいたします。

少子化、核家族化、地域の連帯感の希薄化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、地域における子供たちのさまざまな体験機会が失われつつあります。また、大人と地域の子供とのかかわりの希薄化が地域の教育力の低下の要因の一つにも考えられると思います。

そこで、大泉町では、次世代育成支援行動計画の行動計画を出されましたが、その中には、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭教育への支援の充実と体験機会の充実、子供を取り巻く有害環境対策とあります。この計画は、すべての子供とその家庭、地域、企業、行政等、すべての個人、団体が対象となられているようです。地域の教育力の役割は、集団ルール、社会性、自分を大切にすることは他者を尊重することにつながり、公共心、規範意識、勤勉性などはぐくまれていくものだと思います。そのためには、地域で異世代との交流やさまざまな生活体験、社会体験、自然体験などを豊富に積み重ねることが重要であります。それが地域社会の全体の教育力の向上へとつながるのではないのでしょうか。

日ごろから大泉町でも、公民館などの社会教育施設を拠点として、町民の皆様のニーズにこたえる学習機会と学習情報の提供に努められており、町民の方々にも各地域での行動や取り組みに大変ご尽力をいただき、敬意と感謝を申し上げます。今後、地域社会全体の教育力の向上において、教育長の考えます地域の教育力とは何か、また、現在の大泉町の教育力をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔 教育長 千葉 優君発言 〕

教育長（千葉 優君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

今日の社会の子供をめぐる状況は、子供たちが被害者や加害者になる事件の多発に加え

て、不登校や引きこもりを初めとして、さまざまな問題が深刻な社会問題となっております。

こうした問題の要因として、社会が急激に変化する中で、人間関係のあり方や地域における連帯意識の希薄化などを背景に、子供を取り巻くさまざまな社会環境の変化により家庭と地域の教育力の著しい低下が懸念されており、子供たちに関係した最近のニュースを聞くと、大変ゆゆしき事態だと認識をいたしております。

森議員さんの質問にもありましたように、家庭や地域の教育力を向上させるためには、家庭教育への支援の充実や子供たちの体験学習機会の提供、そして子供たちにとっての良質な環境づくりが大変重要な課題となっております。引き続き家庭や地域の皆様のご協力をいただきながら、関係機関とも連携を図りながら、子供たちが健やかに成長できるよう、良質な環境づくりを図っていきたいと考えているところであります。

地域の教育力につきましては、意欲化推進計画で唱える大泉町の子供たちを生き生き元気にする取り組みの中で重視しているように、私は、親と教師、そして地域の大人が子供の鑑、これはミラーのほうではなくて、お手本のほうの鑑です、鑑になることだというふうに考えております。おかげさまをもちまして、住民の皆様の持っている教育力を生かす取り組みは、各分野で盛んになってきております。

学校教育でも、地域の歴史や伝統行事を理解する学習や、地域の方々の力をかりて総合的な学習を進めるなど、地域の教育力を取り入れてきております。

このことは、地域に住む方々にとっても、その地域を知る機会となり、また、新しい人間関係をつくるなど、子供を通して地域の活力を生み出すような要因にもなっております。

少子高齢化社会が進む中、団塊の世代の退職者や高齢者の長年培った知識や技術などを伝承することで、子供たちの人間としての成長へつながるものと期待をしているところであります。

また、家庭や地域の教育力の支援の一層の充実を図るためには、行政の取り組みだけでは限界があり、地域の大人一人一人の活動、関係機関、団体、サークルなどの主体的な活動を基盤とし、連携・協働が必要と思いますが、地域公民館を核として、各分野の役員さんのご尽力のおかげで私は、大泉町の教育力については大変すばらしいなというふうに評価をしているところであります。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔 10番 森 昌彦君発言 〕

10番（森 昌彦君） ただいま、教育長から大泉の教育は大変すばらしいという、安堵いたしております。

また、教育力の充実を図るためには、家庭、地域、関係機関との連携が必要であるとのことで、今後も連携教育を推進していただくことをぜひお願いしたいというふうに思います。

さらに、社会教育における学習の成果を地域における教育活動に生かす機会や事業の提供を積極的に行っていくことが地域社会の全体の教育力の向上をさせることにつながるというふうに思います。そういった中で、文部科学省では、団塊世代や高齢者等が職業や日々の生活、学習等で得た知識や経験、技術を生かした教育サポーター制度推進事業があります。この教育サポーター制度は、地域の人々、学校や社会教育施設の教育関係機関、教育委員会等が連携して行っており、取り組みを進めることにより、地域人材の発掘、人々の地域活動の活性化や活動内容の高度化が図られ、地域の教育力の向上や生涯学習の推進につながることを期待されています。

この取り組みを少しご紹介しますと、この取り組みは、既に全国で類似の取り組みとして行われており、さまざまな成果が得られているようです。一例としまして、熊本県の荒尾市教育サポーター推進実施委員会では、教育サポーター制度の仕組みを活用して、これまでの市の人材活用事業で取り組めなかったコーディネーターや人材育成の制度構築を図り、公民館や図書館、利用団体と連携してネットワークを形成し、人材の発掘、教育サポーター派遣等の事業の展開を図っております。また、愛媛県の松山教育サポーター推進委員会では、団塊世代の退職教員や民間企業の退職者を対象とした教育サポーターを育成するため、学識経験者による組織を立ち上げ、人材育成支援機能を確立するものです。事業の概要は、生涯学習を初めとする多様な教育を指導できる人材を地域の中から育成し、団塊世代の退職教員や民間企業の退職者を対象として、放課後子ども教室等で実践研修を行うものであります。

こうしたさまざまな取り組みは、生涯にわたって学習することができる社会の実現のために、学習成果を適切に生かし、職場や地域社会等に還元することによって、地域全体の持続的な教育力の向上につながると思います。また、大泉町でも学校支援センターを設けているところもあり、活動を展開されているところだと思います。今後はこうした体制の構築がますます必要であると思いますが、このような教育サポーター制度の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

子供たちの豊かな人間性を育成するためには、学校と家庭、地域がそれぞれの立場から役割を分担して、連携や協力をいりながら子供たちの活動を支援することが大切であるというふうに考えております。

議員さんのご質問の中にもありましたが、家庭・地域・関係機関との連携を図る一つの手法として、教育サポーター制度や学校支援地域本部事業がございます。

教育サポーター制度につきましては、団塊世代や高齢者が職業や日々の生活、学習等で得た知識や経験、技術等を生かし、学校の授業や活動の講師、社会教育施設の学級・講座の講師を行い、学習支援を行う制度でございます。

また、学校支援地域本部事業につきましては、地域の教育力を有効に活用し、学校の教育活動の充実を目指して、地域の方々が学校の諸活動に協力するために、現在、小・中学校に設置されている議員さんご指摘の学校支援センターがございます。そのさらなる充実を図るための事業でございます。

いずれの制度につきましても、地域の皆様の協力をいただきながら、学校教育の充実を図っていくものでございます。

現在町でも、多くの保護者や地域の皆様方のボランティアをいただいているところであります。

私が平成20年3月まで勤務した東小学校の例を申し上げますと、校舎内の一室に学校支援センターを設け、そこを拠点として、読み聞かせのボランティア、登下校時における安全パトロールの実施など、多くのボランティア活動が展開されており、ご協力をいただいているボランティアの登録者も、保護者や地域の皆様を初め、現在約120名というふうになっております。このように、本町におきましてもさまざまな取り組みが行われ、大きな成果を上げております。

議員さんのご質問の中にもありました内容についても、大変有効であるというふうに考えております。ただし、地域に合った制度の取り組みが大変重要であると考えますので、既存の制度とのバランスも含め、さらなる教育力の充実に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔10番 森 昌彦君発言〕

10番（森 昌彦君） ただいま、教育長よりご答弁をいただきましたが、先ほどもお話ししましたが、教育サポーター制度は、類似の取り組みや地域のさまざまな人材の掘り起こしと町民ニーズの把握に役立っております。こうした取り組みは、大泉町の多様なニーズにも対応し、既存を生かした展開もさまざまな成果や効果が得られると考えます。ぜひ今後も教育力の向上に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

続きまして、要旨3、人材登録・活用制度について、引き続き教育長に質問させていただきます。

時代の変化や地域課題など、多様化・高度化する住民のニーズにこたえるために、ニーズを的確に把握した取り組みが必要と考えます。

そこで、群馬県生涯センターでは、生涯学習基本調査を実施され、平成21年度は市町村における現代的課題に関する事業の実態調査の本調査を実施し、本町でもこの調査に回答されていると思います。この結果から、住民の学習ニーズの把握は、事業企画運営における基本的要件であり、重要であることがわかります。この実態調査の結果を踏まえて、本町での今後の取り組みをお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） ご質問にお答えいたします。

市町村における現代的課題に関する事業の実態調査につきましては、生涯学習基礎調査として、市町村の教育委員会生涯学習・社会教育担当課、市町村立学習センター、公民館、図書館を対象に実施されたもので、現代的課題に関する事業の現状と今後の課題を把握し、県生涯学習センターや市町村の効果的な事業の企画・運営に資する目的で実施されたものでございます。

本町におきましては、平成22年1月に回答いたしましたところでございます。その調査結果でございますけれども、21年度に実施した事業内容の主なものは、子育て支援、人権、家庭・家族、地域の連帯、防犯・防災教育、食育となっております。

住民の学習ニーズの把握方法は、事業実施後のアンケート、聞き取り調査、講座開設の要望となっております。

今後必要と思う事業内容につきましては、地域の連帯、まちづくり、子育て支援、介護・福祉、家庭・家族が主な内容となっております。

この結果を見ますと、町でも既に実施済みのものもありますが、今後も町民皆様からの学習ニーズを把握しながら、要望の高い事業についても、関係各課、関係機関等と連携を図りながら実施すべき内容にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔10番 森 昌彦君発言〕

10番（森 昌彦君） ただいま教育長より、内容と今後の取り組みをお伺いしたわけですが、効果的な事業の企画・運営に資することを目的としたこの調査で、今後も町民のニーズを把握し、積極的にさまざまな事業を実施していただきたいと思っております。

また、大泉町では、ことし3月31日現在で、外国人を含んだ団塊世代の対象者は2,007人で、大泉町民全体の4.86%、約5%近い方がおり、今後はそういった団塊世代の方の退職によって、地域での学習ニーズがさらに高まることが予想されます。そして、文部科学省の平成20年度3月の資料でのアンケート調査によりますと、多様な経験や技術、知識を持つ人材を登録して、活用を図る人材登録・活用制度については、都道府県教育委員会の約85%、市町村教育委員会の約50%が導入済みであります。

こうした各地の取り組みの中には、教育サポーター制度に類するものも少なくないようです。実際、大泉の近隣でも取り組んでおり、太田市では、太田市人材情報登録ということで7分野に分かれており、約200名程度の方が登録されているようです。また館林市では、生涯ボランティア講師として、さまざまな特技、技術、知識を持った方や企業、団体を生涯学習ボランティア講師として登録する制度を実施しております。このように、取得した知識や技術を生かして、町民の生涯学習活動を支援する、地域の人材は、地域社会の活性

化や発展に欠かすことができない存在であります。

しかし、現在のところ大泉町では、町民一人一人が持っているさまざまな経験や知識などの幅広い学習した成果が十分に共有、継承されていない状況と考えます。大泉町ではこうした近隣の取り組みをどのように受けとめているのか、もう一度お伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） お答えいたします。

循環型生涯学習を推進し、地域の教育力をより高め、地域を活性化するためには、地域の人材を育成し、活用することが大変重要となると考えています。

そのためには、長年培った知識や技術など、すぐれた能力を持った方々に人材登録していただき、講演会の講師や地域のグループなどの指導者として、生涯学習活動に協力していただける人材登録・活用制度の必要性を強く感じているところでございます。

近隣の自治体独自の人材登録・活用制度導入状況でございますが、邑楽郡内では独自の制度を導入している町はありませんが、議員さんのご指摘のとおり、太田市及び館林では既に市独自の制度を運用し、活用している状況でございます。

太田市では、太田市人材情報として、200名弱ほどの人材情報を分野別に冊子にまとめ、市内の社会教育施設などにおいて、冊子での閲覧限定となりますが、希望者に情報提供しております。学習希望者からの依頼に基づき、講演会の講師、地域の学習グループ・趣味のサークルなどの指導者として、行政センターや各地区集会所などで生涯学習活動に協力していただいているということでございます。

本町では、人材登録制度につきまして検討した経過もありますが、個人情報の問題もあり、導入には至っておりませんが、これまでも県教育委員会の生涯学習情報提供システムまなびねっとぐんまの活用を図ってきたところでございます。

「教育は人づくり」と言われるように、教育を充実させ、将来の大泉町を背負って立つ人材を育成することは、町の活性化を図る上で、大変重要であると認識しております。

人材登録制度につきましても、生涯学習の一層の推進を図る上で、有効な手段ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔10番 森 昌彦君発言〕

10番（森 昌彦君） ただいま教育長よりご答弁をいただきましたが、町としても、生涯学習の推進として必要性を強く感じたように私も受けとめております。また、有効なそういった手段ということもお伺いしたわけでございます。

そして、町民の多様にして高度なニーズにこたえるためにも、多様な人材を登録していくことは、地域の人々の人材学習ニーズにスムーズに対応することも可能になってくると

考えます。学習成果の活用は、職業生活や社会における多様な活動において行われるのでありますが、やはり一たん家庭に入った女性や団塊世代、高齢者、さまざまな学習活動や地域活動により再び社会参画することは、社会の活性化につながるとも考えます。

また、地域の人々と出会いによって仲間意識や地域の連帯感を培うとともに、社会参加、地域貢献意識を高め、地域づくりに寄与することにもなります。先ほどの答弁でも、県のまなびねっとぐんまを活用して図っているとのことですが、本町におきましても、豊富な知識を有するすぐれた人材がおられ、大泉町でありながら、地元に登録ができずに近隣へ登録している方もいるのではないかと思います。よって、大泉町として人材登録・活用制度を導入する考えはあるのか、また第5次総合計画の中にも取り組んでいくお考えがあるのかお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君発言〕

教育長（千葉 優君） お答えいたします。

循環型生涯学習を推進し、地域の教育力をより高め、地域を活性化するためには、地域の人材を育成し、活用することが大変重要というふうに考えております。

大泉町をさらに発展させる地域の人材の掘り起こしや、その人材の多様な活動の場を開発していくことが最も重要なことであると認識しているところでございます。

そして、このような人材が町にも地域にもふえることが地域の教育力に結びついていくものと考えております。私は、循環型生涯学習というのは、知識、知恵の知のリレーによる知の拡散と進化であるというふうに考えております。それがやがては地域の教育力の向上につながるものではないかなというふうに考えておるところでございます。

人材登録制度につきましては、循環型の生涯学習の展開に大変有効であると思っておりますので、協働との連携を図りながら、早期導入に向け調査・研究をしまいたいというふうに考えております。

また、第5次総合計画については、現在策定中でございますので、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 森議員。

〔10番 森 昌彦君発言〕

10番（森 昌彦君） ただいま教育長より前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ぜひ教育長には、人材の登録・活用制度の早急な導入の取り組みを要望いたします。

また、第5次の総合計画の中では参考にしていこうというお話でありますけれども、それも含めて、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

町民ニーズの多様化するニーズに対応した生涯学習の推進にご尽力いただくことをお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で、森昌彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開いたします。

通告5番、議席17番久保田一郎議員。

〔17番 久保田一郎君質問席登壇〕

17番（久保田一郎君） 議席17番久保田一郎です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより通告に従って順次質問をさせていただきます。

今回の私の質問は一問一答方式で、いずれの質問も、斉藤町長に質問します。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

17番（久保田一郎君） 初めに、質問事項の1として、高齢者対策について。

要旨として、（1）買い物難民について質問します。

平成13年3月に策定された第4次総合計画書の第2節社会福祉の充実第5項高齢福祉の充実の箇所では、次のように述べています。「21世紀半ばには、3人に1人が65歳以上になると予想される高齢社会を豊かでゆとりある成熟社会とするために、高齢者が住みなれた地域社会の中で、いつまでも健康で充実した生活を送れる社会づくりを推進する」。

近年、スーパーの閉店や商店街の衰退などで、高齢者が日々の買い物に困る買い物難民の問題がテレビや新聞などのニュースや記事などで取り上げられてきています。この買い物難民の問題は、高齢化が進み、交通手段が限られる地方都市や大都市近郊、中山間地域などで深刻化しています。地域の商店街が後継者不足などで衰退し、景気低迷で大型店も各地で撤退、車が運転できず、家族の支援も得られないひとり暮らしの高齢者らは、遠方の店に徒歩での行きかえりを余儀なくされているのであります。

まず初めに、本町におけるひとり暮らし高齢者や二人暮らし高齢者について、どのような実態になっているのか質問します。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 久保田議員さんのご質問にお答えします。

買い物難民についてのご質問だと思います。大泉町も他町に漏れずに、社会構造の変化により、高齢者社会の状況であります。そこで、ひとり暮らしの人がどんなふうな難儀をしているかということについてのご質問だと思います。

現在、低迷する経済情勢の中、久保田議員さんのおっしゃるとおり、町の中心商店街では、個人商店街が移転、閉店等により減少していることは、私も認識しております。ご案

内のおり本町は、南北6キロ、東西4キロと比較的小さな面積の町でございますが、生鮮食料品等を扱う大型スーパーマーケットが5店舗、中小スーパーマーケットが3店舗町内で営業しており、中心商店街から1キロ、徒歩で10分から15分圏内の複数のスーパーマーケットがございます。

本町の高齢者状況でございますが、65歳以上の高齢者数につきましては、本年4月現在で6,774人ございまして、前年度と比較しまして255人の増加となっております。高齢化率につきましては、16.4%となっており、全国平均からはまだ低いとはいえ、確実に増加していくものと考えております。

また、ひとり暮らしの高齢者数につきましては、昨年6月の時点で739人ございまして、前年度と比較いたしまして53人の増となっており、ひとり暮らしの高齢者につきましても、年々ふえていくものと考えております。

現在町では、高齢者に対する買い物支援に関するものいたしまして、高齢者自立支援事業としてのホームヘルプサービスや公共バス利用券及び福祉タクシー券の交付など、在宅支援サービスを実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま、町長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

私は、町長が今言った65歳以上の高齢者の数につきましては、16.4%だと、こういう話でございますが、本町の特性から考えますと、外国人が多いからやっぱりその分高齢化率が抑えられているんじゃないかと、こう思いまして、これを単純に日本人だけでも統計をとったら、もう20%ぐらいいくんじゃないかと、こんな思いも実はしているわけございまして、数字はマジックでございますから、余りこういうものに限られないほうがいいんかなと、こんな思いもしています。

それで、今後の考え方ですが、行政当局としては買い物難民について、例えば社会福祉協議会だとか、それらを投じて、地域の老人クラブだとか地区社協の方の関係機関、団体等などに協力をお願いして、買い物難民についてのアンケート調査ですか、こういうふうな実態調査を行う必要があると私は考えるわけですが、町長はどのような考えなのか質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 高齢者の方についての買い物の不便さについては、アンケート調査も必要かと思えます。

以上です。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） これから、やっぱり少子高齢化はますます進展すると、こう思います。そうすると、今健康でも、車に乗れる人が、じゃこれから3年、5年、10年たったときに、そのまま車に乗れるのかといたら、やはり最後は安全の観点から考えますと、車の運転免許証も自主返納するとかして、やはり乗れなくなってくると。今までは、郊外の大型店にこうやって行けるわけですよ。時間も選ばずに車で乗りつくと。まとめ買いもできるということが、もし車に乗れなくなった場合、そうしたら歩くしか、バスですか、そういう形しかないのかなと。買い物を買えば、やはり重たくなるわけですよ。今度は、持って帰るのに大変な思いをすると。これが実情なんですね。だから今は元気でも、3年後、5年後、だれもわからないわけですし、少子化、高齢化はますます進展すると。こういうのは時代の趨勢だと、このように考えます。

そういう意味で、ちょっと所管にも触れるわけでございますが、やはり官民共同のまちづくりですか、これはやっぱり行政だけではできないと思いますので、ボランティア活動の育成と地域福祉のネットワークづくりの推進ですか、これをやっぱり早急に調査・研究しながら取り組むべきだと、こう思いまして、できれば本町独自の高齢者支援システムなんかも考えていくべきじゃないかと、このように思いませんが、町長はどのような考えなのか質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 議員さんの質問にお答えします。

ひとり暮らしの高齢者等のニーズについての調査を見きわめなければならないと思いますけれども、いずれにしても議員さんのおっしゃるとおり、ひとり暮らしの高齢者に対して、いろんな面で支援しなければならないと思っております。その中で、ただいま町が進めております協働のまちづくりの推進策定の中にそういったものを取り入れていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 今は、例えば高齢者の二人暮らしという世帯も、どちらかが亡くなればひとり暮らしになるわけですよ。じゃ、近くにそういう親、兄弟、親戚、身内がいればいいですよ。ところがよそから、地方から来て、やっぱり身寄りがいないと、こうなった場合、孤立する可能性もありますから、やはりそういう、二人暮らしが将来はひとり暮らしになっていくんだという想定をしながら物事を考えていかないと、いざとなった場合になかなかすぐに対応ができないと、こういう思いがするわけございまして、やはりよく福祉のほうで言うんだけれども、自助・共助・公助と、こういう助け合いシステムというんでしょうか、役割分担があるわけですね。だから、こういうものをやはり我が

町においても、狭い町なんですけれども、車に乗れなくなった場合、スーパーがなかなか町中にないわけですよ、現実には。肉、魚、野菜、こういうものを扱う店がなくなってくる。一番町中が便利なわけだけども、そういう小売店が閉店だとか、シャッターをおろすということになりますと、今度は遠くのほうにしか店がない、これが現実だと思うんですね。だから、若い人はいいですよ、車に乗れるから。好きなときに買い物に行ける。時間も選ばなくて済む。ただお年寄りの場合は、そういうわけにはいかない。そういうことを考え合わせますと、どうしても買い物難民は先ほど申したとおり、ほかの地域の問題だということじゃなくて、我が町に当てはめた場合は、やっぱり受け皿づくりとしてそういう取り組みを今から考える必要があると、こう思っているわけです。

卑近な例で申し上げますと、館林の場合は、駅前にキンカ堂というスーパーがあって、今まで近くのお年寄りが肉、魚、野菜を手に入れることができたところ、ところが、キンカ堂が閉店になっちゃったんですね。そうしたら今度は、近くへ歩いて買い物ができるお年寄りが、近くに行けなくなっちゃった、ない。それで困り果てて、行政は、空き店舗を用意してNPO法人に運営させたというので、近くのお年寄りがまた歩いて買い物に行けると、こういうことになっているということを聞いています。だから、それはよその例だからうちに関係ないんだということじゃなくて、やはり人間は順番に年をとっていくわけでごさいます、年をとれば、障害を持ったり、足腰が不自由になったり、大変な思いをするわけで、そういうことを考え合わせますと、やはり調査・研究して、学ぶべき点はあるかと、こう思っているわけですが、そういう何か先進地を調査・研究する用意があるかどうかちょっと質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 久保田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

買い物難民の高齢者についてのサポートということでございます。大泉町では、5店舗ぐらいの有志の方が御用聞き制度というのを新聞でご存じだと思いますけれども、それも立ち上げて、お年寄りに対して毎日御用聞きをして歩くというようなことも、一つのすばらしい方法だと思って、私は大歓迎しているところであります。町中の空き地についても有効活用するように、いろんな団体に呼びかけて、マーケットをつくるとかということも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 民間の商業者がそういう宅配サービスだとか、御用聞きだとか、そういう5店舗が連携しながらやっていくんだというような、新聞のニュースで見ましたけれども、ただ現実的には行っていないとか、できていないと、実現していないというような話も聞いています。それは、いろんな利害だとか、サービスだとか、品数がそろわないとか、いろんな理由があるんだと思うんですが、なかなか利害が絡むと難しい

問題も出てくると、こう思うわけでごさいます、ぜひともその辺も前向きに調査していただきまして、大泉町の方式というんでしょうかね、これは民間と連携してもいいし、また行政が独自にそういうボランティア組織を使ったり、関係者等意見を聞くということもすばらしいと思いますので、ぜひとも前向きなご検討をお願いしたいと、こう要望して、終わりたいと思います。

次に、質問事項の2として、環境対策について。

要旨として、(1)河川の浄化について質問します。

平成13年3月に策定された第4次総合計画書の第2節環境衛生の推進第1項環境衛生の箇所では、次のように述べています。「地域における環境衛生の現状は、公園、道路、河川にごみや空き缶等の投棄が見受けられ、また、散歩中のペットのふんの放置や生活排水による水質汚濁が生じており、衛生上も好ましくない状況である。このため、環境衛生に対する意識を高め、地域の環境美化を推進するとともに、ペット飼育のモラルの向上を図り、また、生活排水対策を進める必要がある。さらに、地球温暖化などの環境問題に対処するため、省エネルギーやリサイクルに対する啓発を推進する」。

そして、施策事業の概要として、1、環境衛生では、(3)生活排水対策の推進、(4)地球環境問題に対する意識の高揚を掲げています。本町は標高差が少なく、平坦地が大部分を占めております。その中を流れる河川は、南に利根川、中央を縦断する形で休泊川、そして新谷田川があり、他に多くの用排水路が存在しています。特に休泊川については、水質汚濁の評価では県下ワーストスリーに挙げられていて、大変不名誉なことでもあります。水質汚濁の原因は生活雑排水であり、洗濯水や食用廃油などであると考えられています。毎年水質調査などは実施しているのは承知しているわけですが、目に見える具体的な河川浄化対策、つまり住民参加の食用廃油などのリサイクル事業に前向きに取り組んで、省エネルギー、リサイクルに対する住民の意識の高揚を図るべきであると考えますが、町長はどのような見解なのか質問します。

議長(引間サチ子君) 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長(齊藤直身君) 休泊堀の水質の現状についてのご質問だと思います。

河川の水質汚濁の要因につきましてはご指摘のとおり、生活雑排水の流入により河川の水質が改善されないものと考えております。

平成21年度の群馬県の水質調査では、21河川中、ワーストスリーが本町を流れる休泊川ということを含めて、東毛地区を流れる3カ所の河川が占めております。

いずれにしても、その改善については鋭意検討・努力をしなければいけないと考えております。

議長(引間サチ子君) 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番(久保田一郎君) ただいま町長が言ったとおりだと思います。

それで、河川の浄化について私は、食用廃油のリサイクルに取り組むべきだという考え方でございます。

1つは、例えば、プラントを導入して、固形石けんだとか、粉石けんのリサイクルする。それを住民のボランティアグループだとか、そういう生活改善グループなどに提供して、実践してもらうというのが1つ。

そのほかに、例えば環境保全推進員さんというのが各地域にいますから、そういう方々に協力を願って、各地域公民館単位で食用廃油を回収する場を広げて、回数もふやす、こういうことも必要ではないかと。

3つ目は、例えば清掃センターなどのフォークリフト、例えばごみ収集車などの燃料としてリサイクル化を図ると、このような点が考えられるわけですが、この件について、どのような考えなのか再度質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 久保田議員さんのおっしゃるのは、リサイクルですね、食用油の。廃食油のリサイクルということでございますけれども、河川の浄化対策として、公民館、福祉施設等が公共施設での廃食油を利用した石けんづくりの講習会の開催など、地域ボランティア団体等の育成とあわせ、河川浄化対策に取り組んではとのご提言でございますが、既に本町では、平成20年度から河川浄化対策として、家庭などから出る廃食油の回収を実施しております。

平成21年度実績では、年3回の回収で584リットルの廃食油のリサイクルをすることができました。本年度につきましても、継続して実施してまいります。

現在、廃食油のリサイクルの推進につきましては、主に自動車の代替燃料や石けんに加工するなどのリサイクルが実践されております。

なお、ご提案の石けんづくりでございますが、苛性ソーダなどの薬品の取り扱い、廃油と薬品の調整時に発生する悪臭の対応などの課題もありますので、現在、本町で実施しております廃食油のリサイクルにつきましては、回収回数をふやすなど、さらに河川の浄化に努めてまいりたいと存じます。

なお、石けんづくりのご提案につきましては、今後の課題として調査・研究をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 大変前向きな答弁をありがとうございます。

私は、河川の浄化対策の一つとして、食用廃油のリサイクル化について、やっぱりまず行政が音頭をとると、しかけるというんでしょうかね、そういうことが大事だと思っ
まして、そして住民参加を呼びかけると、こういう手順でやる必要があると、こう考えて

おります。各先進地におきましては、先ほど申し上げたプラントを導入するところ、また、各公共施設単位で回収したり、清掃センターなどのフォークリフトやごみ収集車などの燃料にすると、こういう取り組みをやっているところもあるわけですね。そういう意味で、やっぱり住民からすれば、これが目に見える形でやるということで、非常に意識の高揚というんでしょうか、リサイクルに対する再資源化というんでしょうか、これに対して、すごく訴えられるものがあるんですね。だからそういう意味でぜひとも、日本は人口が多くて資源がない国だということで、リサイクルというのが一番大事なことだと、こう思っているわけでございます。

今、3つの観点で申し上げましたが、ぜひともまずできるところから取り組んでいただいて、やはり地球環境問題というのがこれからクローズアップされているわけだし、21世紀は環境の世紀だと、このように言われているわけですから、住民の意識を高揚させるということはやっぱり行政として大事なことでありますから、そういう取り組みをぜひとも前向きに検討していただきたいと、こうお願いを申し上げて、これは終わります。

続いて、質問事項の3として、都市型水害について。

要旨として(1)豪雨対策について質問します。

平成13年3月に策定された第4次総合計画書の第1節市街地の整備第2項道路の整備の箇所では、次のように述べています。「本町の道路整備については、戦前からの都市計画事業により、他の自治体に比べ、高い整備率となっている。(中略)町道は、歩道及び中央分離帯に路線ごとに樹種を選定し、特徴を持たせた緑化等の整備を行っている。また、歩道における小さな段差などの改善を図り、より安全で親しまれる歩道とする必要がある。さらに、生活様式の多様化、行動範囲の広がりにより、道路網の必要性、重要性が増しており、そうした現状を踏まえた道路整備を推進するとともに、維持管理に万全を尽くし、安全で安心して利用できる道路とする必要がある」。

そして、施策事業の概要として1として、生活圈道路の整備、2として、主要幹線道路の整備を掲げています。近年、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題の影響力の影響なのか、日本の気候が温帯から亜熱帯になりつつあると言われております。その気候の変動によるものなのか、ここ二、三年、全国各地で今まで余り例がない、局地的に急激に雨が降るといいうゲリラ豪雨が発生して、各地域に大きな被害をもたらし、人命までが失われるという事態にまで至っているのはご案内のとおりであります。

平成20年度の行政実績報告書の道路現況では、都市計画道路を中心とした道路は、総延長306.2キロメートル、面積では2.01平方キロメートルになっており、改良率は83.2%、舗装率は89.0%になっています。本当にすばらしい実績であり、県下はもとより、全国にも誇れるものであると、町民の一人として関係者の皆様に感謝するものであります。

そこで、災害に強いまちづくりの観点から、今後もいつ発生するかもわからない都市型水害の一つであるゲリラ豪雨対策の取り組みは現在どのようになっているのか質問します。

議長(引間サチ子君) 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） ゲリラ豪雨対策についてお答えします。

ご案内のとおり、近年本町では、集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による都市型の浸水被害が拡大傾向にあります。これからの対応に危機感を持って、現在、鋭意対処しているところでもあります。

久保田議員さんのご指摘のとおり、古氷・寄木戸地内やいずみの杜周辺の朝日地区、大根工業団地内など、町内の数カ所で道路冠水や床下浸水等の被害が発生しております。

これらの主な要因につきましては、本町並びに上流部に位置する太田市の市街地開発の拡大や自然の遊水地の機能を有する農用地の減少と異常気象によるゲリラ豪雨の出現など、それに起因するものと推察しているところでもあります。

ご質問のこれまでの取り組みした主な雨水排水対策を申し上げますと、休泊川沿いの3カ所に排水ポンプの設置を初め、ボックスカルバートによる主幹排水路の整備、古氷地内の住民要望に基づく浸水箇所の排水経路の測量調査などを行ってきております。

本年では、古氷地内に新たな側溝整備とあわせ、排水ポンプの新設や豪雨時の道路冠水危険箇所への注意喚起看板の設置など、浸水被害の未然防止と住民への情報提供等を行う予定となっております。

加えて、県事業となりますが、慢性的な道路冠水被害が発生する県道矢島線と古戸線の2路線については、本町からの要請にこたえ、本年度道路かさ上げと側溝の一部改修工事が予定されております。

一昨日ご承認いただきました土木費の補正予算の中には、当該県道2路線のかさ上げ等に伴う町道部分の道路すりつけに係る工事費を追加計上させていただいております。

今後も、さらに近隣周辺地域の市街地開発等により、深刻な都市型の浸水被害が懸念される状況下にあります。このたびの久保田議員さんのご提言を踏まえ、広域的な観点から調査・研究を行い、被害を解消するための抜本的な雨水排水対策等を検討し、関係住民の皆様方への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 大変前向きな答弁をいただきました。

私も、住民のほうからいろいろと電話等がありまして、ゲリラ豪雨になると必ず冠水する場所があるんだということを、3カ所というぐらいは聞いた覚えがあります。1つは古氷、坂田ですね、あそこは地形がどうしても低いという面もあるし、上流から流れてくると。それとあと、旧市光の前のあそこが冠水するんだと、いつも道路が。工業団地ですね。あと、いずみの杜のところがかいつも冠水すると。3カ所冠水地点があるんだよということは聞いています。

今の説明ですと、町長は、古氷のほうは工事しますと。あと、市光の前だとかいずみの

社については、県の予算でこの間補正で通したので、あそこもきれいにすると、だから冠水はしないんだということで、非常に、さすが斉藤町長は住民の要望に的確にこたえてすぐ対応してくれたということで、今年度でもし工事が全部終われば、そういう冠水箇所はなくなるというふうな思いでいるわけでごさいますて、住民の環境を、特に安全・安心の問題については非常に助かるし、また、道路を通行する自動車関係、車社会ですから、そこが冠水しないでいつも安全に通れるということは非常にすばらしいことだと、こう思っております。

どうしても水は、高いところから低いところへ流れる。だから太田が都市化で開発されれば、それがまたすぐ大泉へ来ちゃうわけですよ、現実には。大泉も農用地がだんだん減少してきましたから、今、道路整備した、側溝が完備した。そうすると雨水がやっぱり上を、表流水というんでしょうかね、上をこうやって流れる。だから一遍に集まるから側溝のみ切らないんで、一時的にあふれちゃうと。だけれども、30分ぐらいするとまたこれは引くわけですね、現実には。だからそれが住民側にとっては不満なわけでごさいますて、何でもここだけがいつも冠水するんだと、こういうことでごさいますて、非常に不満があったわけでごさいますし、また、最近ではゲリラ豪雨がふえてきたということもあるわけでごさいますて、本町は工業の町で、町内はもとより、町外、県外からも多数の人々が車で集まっています。また、取引先などからも大型トラックなどが毎日数多く出入りしているのが現状であります。そのため道路の傷みも早く、補修・改修など維持管理も大変だと考えますが、住民が安全・安心して利用できる道路に万全を尽くしてまいりたいのであります。そういう意味で、これからもゲリラ豪雨はなくならないと思いますから、広域的な観点からも、地形的な観点からも、しっかりと調査していただきまして、未然防止、情報提供しながら、住民の安全・安心をぜひとも確保してもらいたいと、これは要望して終わります。

最後に、質問事項の4として、まちづくりについて。

要旨として、(1)中心地の空洞化について質問します。

かつて栄えた中心地の空洞化がなぜ進むのか、それには、その町の魅力の低下、交通渋滞、駐車施設の不備、大型店の進出、商店街組織の力量低下などが挙げられるが、基本的には、歩行者の通行量の増減に左右されると言われております。これには、1、商店街としてその周辺に住む定住人口、2、商店街を通過する単なる交流人口、3、他の地区からの商店街を訪れる買い回り人口に区分される。中でも、地元定住人口が小売業に決定的な余裕を与えられていると言われております。昭和50年代から始まった高度経済成長を支えた住宅建築によって、次第に車社会とともに郊外に新築の住宅が立ち並び、定住人口の大移動が始まりました。その結果、中心部の人口空洞化、都市全体のドーナツ化が起き、過疎化現象をもたらしました。交流人口も、都心部から郊外などへ公共機関、半公共機関、主要民間事業所が次々停止、加えて、幹線道路網の整備と車社会の進展、駅の利用者の減少等で、中心街区は買い物足の通過道路となってしまいました。買い回り人口も、自家用車の普及で、消費者の行動は、選択化、広域化し、渋滞が激しく、駐車場施設のない町は敬遠され

るなどで減少しています。

平成13年3月に策定された第4次総合計画書の第1節市街地整備第1項市街地の整備の箇所では、次のように述べています。「中心市街地、とりわけ西小泉駅とその周辺地区は、町を印象づけるエリアであり、商業等の集積する地区である。中心市街地の空洞化が全国的にも進みつつある中、本町でもこの町の魅力を取り戻すため、現在、まちうちの再生事業に取り組んでいるところであるが、今後の市街地の活性化と良好な都市環境のための諸事業の展開が課題となっている」。

施策事業の概要として、3、中心市街地等の環境整備として、(1)電線類地中化事業、(2)親しみやすい歩道の整備、(3)駅周辺地区の整備を掲げています。しかし、中心地の空洞化は年々振興し、悪化の一途をたどっているのが現状ではないでしょうか。これも時代の流れだと言って、何もしないでただ流れのままに身を任せれば、町の中心地は寂れていくだけではないかと推察します。町長は、中心地の空洞化について、どのような見解なのか質問します。

議長(引間サチ子君) 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長(齊藤直身君) 中心地の空洞化についての久保田議員さんのご質問にお答えします。

西小泉商店街の現状認識はといった質問ですが、かつては本町の中心的な商店街であり、繁華街としても近隣市町村から多くの買い物客が集まるほど魅力ある商店街でありました。

しかし、車社会の進展により、郊外や西小泉周辺地域へ大型駐車場を持つ大型店舗が進出し、徐々に空き店舗がふえ、その空き店舗の一部には、外国語表記の看板がある店舗もございりますが、西小泉商店街の中心的な役割を担っていた大型しにせ店舗が閉店、そして解体され、その跡地は、西小泉中央広場となった今では、さらに寂しさが増しているものと思っております。

また、この春には、群馬銀行大泉支店がいずみ2丁目に移転し、旧店舗も取り壊され、更地となりました。さらには、西小泉商栄協同組合も組合数の減少などにより、解散する方向で現在協議しており、それと同時に、現在、同組合が管理している西小泉中央広場(旧クボタ跡地)、北側駐車場やいずみ緑道東側の駐車場も、土地の所有者である町にすぐにも返還したい旨、同組合より申し出がありました。

町といたしましては、同組合が解散した後も、西小泉商店街の各店舗を取りまとめてもらえるような管理団体を設置していただけるよう、同組合に要請しております。

このような状況の中、今後、広域幹線道路、国道354バイパスが平成25年度に暫定2車線で国道407まで開通される予定で、人や車の流れが大きく変化するものと思われれます。西小泉商店街の将来を考えますと非常に厳しい状況にあると、現在のところ認識している状態です。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長と大体同じような認識であります。

最近でも、衣料品店の廃業、瀬戸物店の廃業、銀行の移転、空き地やシャッターをおろしたままの店などで、本当にここが町を印象づけるエリアであり、商業等の集積する地区なのかと大変不安になります。また一方、何か外国人の教会だとか、タトゥーの店、本当に何か日本人には違和感があり、変な雰囲気な商店街になっているなという印象を受けていまして、日本人が寄りつかないんじゃないかなと、こんな思いもしています。

中心地というのは、大体町の顔なんですね。町の中心地がない町、大泉町、あえて言うなれば、分散化した町ということになるのではないかとということで、大変不安な思いがあります。何か聞きますと、今後も近隣に巨大ショッピングモールが進出し、11月には開店するという話も聞き及んでいます。まさに大型店同士の競合、競争の中で、ますます中心地は空洞化し、寂れていくばかりになるのではないかと思います。町に活気や魅力がなくなるのではないかと心配しています。中心地の空洞化は町の大きなイメージダウンになりますので、行政としてできることは、早く手を打っていく必要があると考えますが、町長はどのような見解なのか、再度質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 今後のビジョンについてお答えいたします。

西小泉商店街の今後のビジョンでございますが、先ほども申し上げましたが、郊外や周辺地域の大型店の進出により、西小泉商店街は大変厳しい状況だと認識しておりますが、皆さん方の、地元の人たちの鋭意工夫を重ねながら、広域幹線道路354線がバイパスとして機能するのを、大型車両がそこが少なくなるだろうということを逆にチャンスとしてとらえ、交通量や人の流れを調査して、商店街の意向も踏まえながら、商工会との連携、関係機関とも連携し、商店街の活性化に向けた支援を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 先ほど申したとおり、平成13年3月に第4次総合計画を策定しました。そのとき、まちうち再生事業ということで取り組むんだということで記述されているわけですが、確かに調査はしたと思うんですね。例えばコンサルに対して、報告書はつくったと思います。私に言わせれば、絵にかいたもちじゃないかと。ただ計画書はつくりました、ただ実現はしていませんということで、時間だけが過ぎて、何もしなかったと言えば語弊がありますけれども、そういうことでだんだん寂れていくのが自明の理だと、こう思っているわけで、その間に郊外、また近隣に大型店が軒並み進出して、大型駐車場まで時間まで、遅くまでやっているという中で、客がどんどん流出していったというか、離

れていったというのが事実だと思うんですね。そういう面で、これは民間のやることですから、我々というか、行政がどこまでできるかという疑問がありますけれども、ただやっぱり本町として、町の中心地がなくなるということについては、大変イメージダウンだと思うし、寂しい思いがします。町長も、平成22年度の当初予算編成方針の中で、こういう言っている箇所がありますね。「新年度は、第5次総合計画の策定の年でございます。多くの皆さんと意見交換を行いながら、そして夢と希望にあふれた町をつくるんだ」と、こう言っています。

また、こうも言っています。「住民同士が手を携え、住民と行政がお互い協力してまちづくりをしていく、私は、それを手ざわり感のあるまちづくりだと表現させていただきます」と。元気な大泉町をつくってまいりたい、こう、すごい決意を述べているわけですが、どうも現状の流れからすると、354を貫く西小泉商店街、これが町の中心だ、駅を中心にして町が発展したんだと言っていますけれども、だんだん寂れていくような感じで、しまいには廃墟になるんじゃないかという心配も実はするわけですが、この夢と希望にあふれた町、また元気な大泉町のイメージとして、どうしても中心地というのが目に浮かぶわけですが、それが逆な方向に行っているんじゃないかという心配をするわけですが、やはり私は、人が集まる中心地、魅力ある施設ができる。何かそういうプロジェクトなりビジョンなりを、町として早くつくるといふか、取り組む必要があると思うんですが、この辺について、ただ時間の経過で待って、民間が動かない限り行政は何も手を打たないんだというような感じだと、だんだん地盤沈下をするということになってしまいますので、何か町長としては、今のままでよくはないと思いますので、今後、どういうビジョンで戦略でこの町を元気にしていくんだ、中心地を空洞化しないで活性化させていくんだ、そういうことがあったらぜひともお聞かせ願いたいと思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 久保田議員さんのご要望というか、町長の姿勢を聞きたいということでございます。

私も、当初述べさせていただきましたように、まちづくりに対しては、安全・安心で住みやすい町、高齢者に優しい町ということを目指しておるつもりであります。早急にそういうものが形に出るとは思えません。経済状況が立ち直っていかないと、雇用も増大しませんので、大企業さんにもお願いして、事業を拡大するというのを一生懸命お願いしているわけでありまして。また354のバイパスが完成された暁には、先ほども述べさせていただきましたけれども、それを発想の逆転としてとらえて、逆にそこを人々を呼び込める、活性化する、人の流れが多くなるというものの施設を考えたいと思う。空き地を逆に利用するということですか、大資本にお願いして導入をして、シンボリックなものの導入も考えてみたいと思っております。

いずれにしても、人の流れが活性化しないと寂れた町になりますんで、どうしたら人を

呼び込めるか、観光を含めていろんな人たちの意見を聞きながら取りまとめていって、その中に行政ができることを最大限支援していきたいというふうに考えておりますので、いずれにしても、夢と希望がなくなったら人生は何のために生きているかということになりますので、それに向かって、微力ながら鋭意努力するつもりでありますので、よろしくご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 景気の低迷等がありまして、車社会になりました。そういう意味では、選択肢がふえたり、行動範囲も広がったわけございまして、なかなか狭いまちうちの中で右往左往するより、近郊へ出て、大型ショッピングモールで1日つぶせたり、食べたり、遊んだりということで、非常に今の時代に合った若者を取り込んでいる状態になっているわけです。そういう面からすると、時代に取り残されている部分もありますので、ぜひともそういう点を、例えば公共施設なり半公共施設を町中につくって、やっぱりそうやって人が集まって住むような、利用するような、そういう施策誘導というんでしょうか、これをやっぱり取り組まないと、ただ時間だけ過ぎて、だんだん火の消えるような、シャッターが閉まるのを待っている、廃業するのを待っているようなことではなかなか難しいだろうと、こう思っていますので、割り切れれば、我が町は働く町だから、住むところと働くところがあれば別に商業は要らないんだと言えればそれまででございますけれども、ぜひともこの現状を考え合わせますと、町長も先ほど申されたとおり、夢と希望にあふれた町をつくるんだと言っているし、また元気な大泉町をつくっていくんだというように、やっぱりシンボルが、町の中心がシンボルですと、ここを見てくださいと、ここが我が町の顔ですと、一番活気あるにぎわいのある場所ですというのがやっぱり中心街だと思うんですね。やっぱり中心地がなくなるというのは寂しいことだと。分散化しちゃうわけですから。そういう面では、ぜひとも町長に汗をかいてもらって、一歩でも二歩でも前進できるよう頑張ってもらいたい、こういうことを要望して終わります。ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で、久保田一郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午後2時5分まで休憩をいたします。

午後1時45分休憩

午後2時4分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

通告6番、議席18番金子光国議員。

〔 18番 金子光国君質問席登壇〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

議長より発言の許可がございましたので、これより一般質問を行います。

私の質問方式は一括質疑で、すべて町長に行います。

それでは、件名の1、障害者への自立支援について質問いたします。

6月8日、障害者自立支援法の延命は絶対に許さない、国会周辺に怒りの声が響き渡ったのは、町長ご案内のとおりでございます。この集会には、2,000人の障害者の皆さんや関係の皆さんが参加いたしました。この会の主催は、さよなら！障害者自立支援法つくろう！私たちの新法を！10.30全国大フォーラム実行委員会という組織と、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実施をめざす会が主催したものでございます。この中で強く訴えられたのが、私たち抜きに私たちのことを決めないで、障害者の声を聞かずに国会に出されている障害者自立支援法改正案の廃案などを求める緊急大集会が開かれました。2,000人の障害者や関係者らが参加しました。集会では、さよなら！障害者自立支援法つくろう！私たちの新法を！10.30全国大フォーラム実行委員会、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会が主催し、司法違憲訴訟の和解に際し、国と訴訟団は、同法廃止と新法制定などで基本合意。合意に基づき、当事者を加えた審議が始まっている中、与党の民主党は、自民、公明両党とともに、利用者の受けるサービスに応じて自己負担を強いる応益負担、原則1割を残したままの同法改正案を国会に提出し、今成立させようとしております。集会で障害者自立支援法違憲訴訟の元原告家平悟さん39歳は、「見直しは1から当事者の意見を聞いたものにすべきです。改正案は廃案にしないとイケない」。語気を強めたと言われます。広島県廿日市市から参加した元原告の秋保喜美子さん、60も、「基本合意の内容を含まない改正案を通してしまえば、また私たちは苦労しなくならなくなる」と強調しました。

このような集会が、今、国会門前で開かれ、障害者の皆さんの悲鳴が全国で聞こえてきます。今の紹介した態様が自立支援の国の態様、態度でございます。斉藤町長におかれましては医療出身の、また障害の皆さんにご理解のある町長と私は考えます。今の現状をどのようにとらえているのか、まず質問いたします。

次に、社会適応訓練と雇用対策について質問いたします。

この件については、8日に行われた同僚議員の一般質問の中で、我が町本町の現状については、深くとらえさせていただくことができました。私は、具体的な態様に絞って質問させていただきます。

一昨日の、やはり同僚議員の質問の中で、広域行政の今後の方向性について、この答弁で斉藤町長は、可燃ごみの処理について、事務レベルでの研究を進めていくとの答弁をなさっておられましたが、大泉外二町で行っている可燃ごみの燃焼炉も18年が経過し、耐用年数が25年ですから、あと7年かな、そろそろこれからの対応を考える時期に来ているかな、こう思われます。この点については、せんだっての斉藤町長と同僚議員の議論のいたすところで認識は一致します。また前々町長のころ、西邑楽土地開発公社が仮契約を結んだ農地約1町7反がそのまま塩漬け用地としている、これも現状を一つにするところでご

ざいます。町長ご案内のとおり、この一部を利用し、もう既にお隣の太田市ではやっている施設園芸のための施設をつくり、自立支援をしてもらいたい、応援してもらいたい、私は考えます。すごく具体的な質問でございますので、よろしくご検討を求めます。

次に、介護保険の現状について質問いたします。

介護保険施行10年に当たり、安心して利用できる制度への抜本の見直しのための全国アンケート調査を我が党の国会議員団が行いました。けさの新聞に報道されております。そして昨日、国会内で記者会見が行われました。これを紹介し、介護の現状として参考にさせていただきたいと思っております。介護事業所への調査では、1割の利用料や食費、居住費の全額自己負担など重い負担を理由に、「サービス利用を抑制している人がいる」との答えが76.2%に上っているというようなデータが出ております。また要介護認定について、「実態を反映しない問題点がまだまだある」が83.6%、ヘルパー派遣などを行う訪問介護事業所の7割が人材不足という答えが出てきました。政府が昨年度行った3%の介護報酬引き上げについても、67.3%が「ほとんど効果がない」、このような答えも出ております。また自治体への調査では、「国民の保険料、利用料負担はもう限界」として、国庫負担増額を求める要望が最も多く、約5割に上っているのが現状でございます。

また、全国42万人に上る特別養護老人ホームの待機者問題は依然深刻で、2県20市区が「解消の見通しが無い」と回答していただきました。アンケート調査は、全国3,000の介護事業所、そして回答は、652事業所から戻ってきました。全国都道府県を初めとする140自治体、回答は128自治体。利用者、家族らを対象に行わせていただきました。記者会見で我が党の小池氏は、紹介介護、訪問介護を中止された利用者から、「1人で死んでいくのかと不安を感じる」、「もっと年寄りによりそった制度にして」という声が寄せられていることを示し、介護の現場は本当に苦慮している。調査結果を参院選政策にも反映させ、解決策を訴えていきたい、こう述べられております。これが全国での介護の現状でございます。斉藤町長におかれましては、現在の介護の現状をどのようにとらえられておられるのか質問いたします。

最後に、文化むらの駐車場の問題でございます。

最近、文化むらの大ホールをお借りして、荒馬座という劇団がやってきました。たまたま頼まれて私、文化むら北側駐車場の案内をさせていただきました。その中で特に気がついた点でございますけれども、今回の質問については、同僚議員が3月の定例議会において質問し、現況については理解しているつもりでございますが、北側の駐車場に絞って質問させていただきます。

この一般質問の中で同僚議員が質問し、現状について、駐車場が非常に足りない、これはみんな我が町でも、また関係者も認識をするところでございます。大ホールを使った場合には、道路、そして病院の駐車場もお借りして、やっと対応できる。このようなことが今の現状だ、町長ご案内とおりでと思います。しかし北側の駐車場ですけれども、私、現場に行って、物差しといたしますが、現場をはかつて、これだったら何台ぐらい入る、こう

というような、測量まではいかないですけれども、目安を立てて計算してみますと、今の松の木が13本植えてある、生えているところの土が表面に出ているところですが、あそこまで利用して、そして文化むらを取り巻く外堀、ここの部分のところまで土どめをつけて工事を進め、外回りはゲボクを植えて、また新たに町の木でも植えるような形をとれば、新たに50台は確実に入るような目測といたしますが、計算が成り立つというふうに見てきたんですけれども、松の木については、ナカジマ当時からあった木をわざわざこちらに植えたものですから、もしこれは必要ない、邪魔というような形になったとすれば、町民の皆さんに希望をとって、庭にでも植えられる余裕のある人がいれば無料で差し上げて、自分で持って行ってもらうような形がとれば、一番いいかなと。緑は失わずに50台ふやせるような方法もある。またその際に、事業団の担当の方ともお話したんですけれども、そうならばいいよねというような答えも出てきております。

現場の管理をしている皆さんとまたよく検討の上、ぜひ実現の運びに持って行っていただきたい、これをお願いしまして、私の1度目の質問を終わります。

ご答弁をよろしくお願いたします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君答弁席登壇〕

町長（齊藤直身君） 金子議員さんのご質問にお答えします。

件名1、障害者への自立支援について。

要旨1、現状についてから行います。

自立支援の現状でございますが、議員さんのご指摘のとおり、障害、特に知的障害を持ったお子さんの方の就労という視点から見ますと、現在の経済状況等を背景にした中では、就職に結びつける支援は厳しい状況であると認識しております。

国においても、平成19年に取りまとめられた成長力底上げ戦略において、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定を行い、障害者の福祉的就労から一般就労への移行を推進することとしており、また、平成20年の社会保障審議会の障害部会で、就労支援、所得保障についてが議題となり、障害者の就労支援を一層図る動きが出てきております。

町におきましては、生産活動や社会との交流促進を図る施設として、地域活動支援センターを活用して、15人の利用者がそれぞれの能力に応じ、クッキーづくり・販売、野菜栽培等を行っているところでございます。さらに、障害者雇用を前提にしたランの栽培を行う民間会社で活躍されている方もいらっしゃいます。

また、近隣市町にあります施設を利用して、就労に向けた訓練を行っている方やグループホームを生活の拠点として、一般企業や福祉工場エコネットおおたで活躍されている方もいらっしゃいます。

冒頭申し上げましたが、大変厳しい状況下にありますが、障害を持つ方の努力はもちろん、企業、社会福祉法人等、それぞれのご努力とご協力をいただき、就労を維持している状況でございます。

続きまして、要旨2、社会適応訓練と雇用対策についてお答えいたします。

町といたしましても、自立支援法の制度を利用した中で、今ある社会資源等を有効活用して、障害を持っている方への社会適応訓練、就労支援については、利用者の利便性を図るべく、今後も努力してまいりたいと存じます。

議員さんご提言の、焼却施設の余熱を利用して園芸等に関する作業の場の設置でございますが、廃棄物の量・質の変動や熱交換器の腐食への対処など技術上の問題、また、ガスや石油による熱供給とのイニシャルコスト及びランニングコストの比較等、十分な検討が必要になるものと存じます。

新たな自立に向けた施設・作業場の設置については、今年度策定予定の第4次大泉町障害者基本計画の中でも施設サービス等の調査・研究を行ってまいりたいと存じます。

続きまして、件名2、介護の現状について。

要旨1、現状と今後の対策についてお答えいたします。

介護保険制度につきましては、ご案内のとおり、平成12年度に制度が創設され、ちょうど10年が経過しております。

この間、制度は着実に浸透し、利用者本人の生活の向上はもとより、介護者の身体的及び精神的負担の軽減にもつながっているものと存じます。

本町の介護保険の現状につきましては、65歳以上の要介護認定者数は1,047人で、第1号被保険者に占める割合は、15.9%になっております。

また、介護給付費につきましては、平成21年度は16億1,200万円となり、平成20年度と比較しますと1億4,800万円、10%の増加となっております。今後もさらに増加していくものと考えております。介護保険料につきましては、給付費の増加とともに、発足当時の2,800円から現在、4,500円と上昇しております。介護施設整備等につきましては、住民ニーズや介護保険給付費及び保険料等を考慮し、十分に検討しながら整備を進めていきたいと考えております。

今後とも、高齢者が必要に応じて介護サービスを利用できるように、また自宅においても少しでも長く健康で日常生活が送れるように、介護予防事業をさらに充実させていかなければならないと考えております。

続きまして、件名3、文化むら駐車場について。

要旨1、駐車場の改修についてお答えいたします。

文化むらにつきましては、コンサートを初め、数多くの団体やサークルの皆さんにご利用いただいているところでございます。金子議員さんの先ほどの先日の荒馬座の駐車場の誘導、ご苦労さまでした。私もちょっと遠くから見ておりましたんで、はんでんを着ている姿を尊敬して見ておりました。ご苦労さまでした。

現在、東側及び北側の2カ所の駐車場合わせて200台でございます。そのうち北側につきましては、現状では約90台が駐車可能でございます。

なお、北側の駐車場につきましては、現況、敷地北側部分には赤松が植栽されておしま

すが、大きなイベントのときなどは松の木の間を利用し、来客者の皆様には詰め込み駐車等をお願いして、合計約330台の駐車台数を確保しているところでございます。

その他、いずみの杜や近隣の駐車場を一時的に借用して対応しているところでございます。

改修につきましては、鋭意検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） 引き続き、2回目の質問をさせていただきます。

障害者の皆さんへの自立支援についてなんですけれども、社会適応訓練を過ぎて、いざ就職をする、この段階で、本当に狭き道になっているというのが現状だと思います。そのような立場のお母さんから話を聞いたんですけれども、「自分たちも子供よりは長くは生きていけない、親が子供を応援しなければ、子供たちは一体どうなっちゃうんだろう。町で何とかならないんかね」と、こういうような要望がございました。今の経済状態からいけば、企業を経営なさっている人たち、また中小の人たちも、自分のところの会社を守るのが精いっぱいだ、これが現状だと思います。

しかし、今このような、先ほど提起した施設をつくり、運営する条件というのは整っています。例えば町のシルバー人材なんですけれども、こういった施設園芸の運営に詳しい人たちを募集する、また町内の企業であります三洋電機さんのほうでも、バイオの研究を進めている。小泉にある農業高校の大泉高校でも、バイオではピカ一だ。また、去年の春ですか、JAが大合併して、農業関係の農協が1つになって、館林邑楽、一つの事業所ができている、こういう条件の中で、一つの法的なものでも運営できれば、子供たちは集中力はすごくあると聞いています。私も若いころ、高校を卒業し、農協に2年勤め、その後15年カーネーションとバラをつくった経験を持っていますけれども、そういう中で作物をつくるというのは、物すごくいいものができれば自信もつきますし、物事に集中する、次の朝になったら、双葉からもう一つの芽が出てきて、それが何カ月かしたら花になって、それが市場なり販売ができるような、そういうような経験をしていくということはどういうことか、大事なことかなというふうにも考えています。それだけではなく作物の中でも、そういった施設園芸も含めて、子供たちが自信が持てるような作業所といいますか、そういうようなものがつくっていったら本当にいいなというふうに思いますので、町長のほうも検討していただけるようなご答弁をいただきましたが、事は急でもございまして、条件を生かして、いろんな関係のところと調査・研究をぜひさせていただきたいというふうに思いますが、この点についても一言お願いしたいと思っております。

また、介護の現状なんですけれども、ちょっと町長のほうと認識が違う部分もございまして、これはけさの新聞に出た内容なんです、私も朝見て、きょうの質問とぴったりだと、そういうことで、紹介させてもらったんですが、この調査の対象、介護事業所は、先ほど

も申しましたが、3,000カ所、アンケート用紙を送付させていただいて、回収率が21.7%、調査実施期間は4月15日から5月20日まで調査させていただきました。その中で、サービス利用を抑制している人がいる事業所が7割を超している。事業所があっても、サービスが利用できない、このような答えが出てきております。訪問介護、通所介護、居宅介護支援の3事業所について、重い負担を理由にサービスを抑制している人がいるとの回答が7割です。夫婦で1年に70万円の収入の1割、デイケアの利用が金額の面でどうしてもできない、利用料月額1万8,200円は重たい、こういう方も、東北地方、訪問介護などでグレードを下けている、頼めない、これが今の現状として出てきております。

また、要介護の認定の問題点がありますけれども、まだまだ問題があるというのが8割も出てきているわけです。これは一町だけで対応できる問題ではございませんけれども、このような介護の実態を憲法に照らしても、早急に解決しなければならないというのが今の日本の国でもあるし、各自治体でもあると思います。そういう立場から考えて対応して、実態調査も含めて対応してもらいたいというのが私の希望であります。今の現状を踏まえて、大泉の町長としてどのような対応をさらに考えられるかお伺いしたいと思っております。

それから、文化むらの駐車場の関係でございますけれども、現場の人たちも事業団の人たちも、そのような声というか、話をしておりますので、実際にそこを運営する人たちとぜひ話し合いも持っていただいて、駐車場についても、スペースをきちっととって、高度に利用していただけるようにしていただきたいというふうに思いますけれども、これも急いでやってもらいたいというのが希望ですけれども、よろしく願いしまして、2回目の質問を終わります。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 2回目の質問に対して、お答えしたいと思います。

施設サービスの障害者に対する影響の現状でございますが、現在、自立支援法に基づきサービス提供を行っているのが実態であります。この制度は、町内に該当するサービス提供施設がない場合でも他自治体の施設を利用できることになっておりますが、いずれにしても、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設事業等が再編された制度でございます。また、福祉事業者は施設サービス提供については、行政エリアで利用者を区別することもない、今言ったように、利用者を行政エリアで区別することはないので、公平性に基づき施設サービスを提供していると認識しております。今後も、制度につき利用者が必要なサービスを受けられるよう努力し、いろいろなサービスを検討させて、ご提案のようなシルバー人材や大泉高校ですね、三洋のバイオ、それからJA等をお願いするというようなことも検討させていただきたいと思っております。

続きまして、介護についての2度目ですけれども、低所得者の介護サービスが非常に受けにくいと、また施設のほうも十分な提供ができないというようなご質問だと思っておりますけれども、ご承知のように介護保険制度では、介護サービスを利用した場合、その介護サー

ビス費の1割が個人負担になっております。これは、先ほどの障害者自立支援法の法律でもそうになっていると思いますけれども、また特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等では、在宅で介護サービスを受けている方とのバランスを考え、居住費と食費が自己負担となっているのも現状であります。

低所得者等で介護サービス費の自己負担が一定以上になった場合には、高額介護サービス費として、個人負担分の一部が後に支給されることになっております。

また、施設入所者につきましては、高額介護サービス費とは別に、居住費と食費につきましても、所得に応じ、特定入所者介護サービスがございまして、負担の上限額を定め、過重負担にならないようになっております。

そのほか、低所得者に対する制度といたしまして、社会福祉法人が介護サービス費の自己負担分を減額するもの、また町の制度といたしまして、社会福祉法人以外の介護保険サービス事業者からサービスを受けた場合に自己負担分を減額するものがございます。これらの制度を有効に利用しながら、介護サービスを利用させていただきたいと思います。いずれにしても、菅内閣がきのう発足しましたので、最小不幸社会を目指すということでございますので、社会保障費の増額が期待されるものと私は認識しております。

最後に、文化むらの駐車場のことでございますが、松の木を移設して駐車台数をふやせということでございますけれども、当初、文化むらの建設に当たり、当時の用途地域は第2種住居専用地域に指定されておりました。建築基準法では、劇場、公会堂などの建築は原則禁止する地域となっておりますが、建物の外観及び植栽、外構について、周囲に配慮することを条件に、建築許可をいただいた経緯がございます。したがって松の木についても、旧太田ゴルフ場にありましたものを移植したものでございますが、近年松については、松枯れ病等が多数発生しており、町内においても例外でもありませんので、そのような中で貴重な樹木を保存していくことも大切かと考えて、現在の松を移植するつもりはありませんので、よろしくご了承いただきたいと思います。

以上です。

議長（引間サチ子君） 町長にお願いがあります。町長、すみません、そのまま。

2回目の金子議員の質問の中で、アンケート調査をした実態調査に対応してほしいという質問があったわけなんですけれども、その辺についてもう一度答弁をお願いいたします。

町長（斉藤直身君） けさの新聞のデータを先ほど述べられていたようでございますけれども、利用を抑制する実態が出ているという数字でございますけれども、回収率は71.7%ですか、アンケートの。それに対するコメントは、ちょっと私も判断いたしかねる部分がありますので、いずれにしても、制度とすれば、受益者負担という、1割負担というのはこれは当分続くかと思っております。

それから、介護認定度のかさ上げですね。要するに認定が厳しくなったということも、これはある程度介護保険給付費を抑制するためのやむを得ない措置かと認識しております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） ありがとうございます。

金子議員。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） 引き続き、3度目の質問に入らせていただきます。

障害者自立支援法の1割負担の関係なんですけれども、現在、障害者自立支援法、これは憲法違反じゃないか、こういうことで、訴訟が起っています。この訴訟の弁護団事務局長の藤岡弁護士さんが、自立支援法改正案は、国と訴訟団の基本合意を踏みにじる暴挙だ、こう批判なされております。しかしみんな力で合わせれば、これは乗り越えられる。改正案は廃案にしよう。この1割負担を残したままの案として出ている、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、この1割負担ができない方はすべてこの自立支援法の恩恵には係れない、国民から除外されている、これが現状になってしまうんじゃないでしょうか。お金のない人は憲法でも守ってもらえない、これが今の日本の実態だというふうにも思いますし、ですからこの裁判自体も、憲法に照らしてどうかというような裁判も起っているというのが現状であります。

いずれにしても、この法案自体が本当に障害者の皆さんの立場に立った、国民の立場に立つてつくられた案ではないということが、このような今の現状の中でも明らかではないでしょうか。町としてどうするという、こう聞いても、じゃ町からお金を出して、この1割を負担するかといっても、そういうことにはできないと思いますけれども、町のトップとして、このようなお金のない人が差別される、医者にもかかれぬ、支援も受けられない、このような状態がないように、そのような姿勢で、ぜひ町長にも頑張ってくださいというふうに思います。

もう1つの文化むらの北駐車場の関係でございますけれども、松の木は残すんだと、こう町長おっしゃいましたけれども、私が考えるのに、文化むらの取り巻くお堀、この堀の土どめをもう少し高くして、そこに1メートルぐらいのゲボクを植えて、そこに町の花でありますハナミズキ等の常木を植えていけば、緑は十分間に合う、駐車場は50台分近くふえてくるというような現状も起こりますので、ぜひかたくなにならずに、柔軟な姿勢で文化むらを大いに利用できる、こういう立場でぜひやってもらいたいと思うんですが、最後にその点についてお願いします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） お答えします。

最初に、障害者自立支援法の受益者負担の問題ですけれども、私は、介護保険の受益者負担とちょっと重みが違うと思いますので、障害者自立支援法の1割負担は、私はこれはぜひ今度の内閣ではずしてもらおうような形を全員が請願なりに起したほうがよろしいかと思っております。私もその考えです。同じ受益者負担でも、ちょっとニュアンスが障害者のほうが重たいんですね。それほどの重大性は私は認識しております。

それから、文化むら北駐車場の改修ですけれども、ぜひそういう考えがありましたらば、松の木を残してやるか、または、堀を暗渠にして駐車場のスペースを拡幅するとかということもあるので、いろいろ関係者と検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

議長（引間サチ子君） 以上で、金子光国議員の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終結いたします。

ここで、議事運営上、午後3時5分まで休憩をいたします。

午後2時51分休憩

午後3時4分再開

議長（引間サチ子君） それでは、休憩を解いて再開をいたします。

日程第2 発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定 について

議長（引間サチ子君） 日程第2、発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者からの説明を求めます。

金井茂夫議員。

〔11番 金井茂夫君登壇〕

11番（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより発議第2号 町長において専決処分することができる事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本発議は、地方自治法180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項について、町長の専決処分事項として指定することを提案するものです。

専決処分できるものとして、その内容は、1として、法律上、町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関すること。

2として、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、当該議決による契約金額1割以内の変更契約を締結すること。

3として、町営住宅の家賃等の支払又は町営住宅の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関することであります。

以上の権限を町長の専決処分事項とするために、地方自治法第112条及び大泉町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提案するものです。

なお、本案が議決されると、これらの件が専決処分された場合には、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、次の議会で専決処分を行った旨の報告がされることになります。

議員皆様にご決定をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で発議第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第2号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 平成21年請願第3号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書（継続審査申出）

議長（引間サチ子君） 日程第3、平成21年請願第3号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書（継続審査申出）を議題といたします。

お諮りいたします。

平成21年請願第3号を福祉・文教常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 異議なしと認めます。

よって、平成21年請願第3号は、福祉・文教常任委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第4 平成21年請願第7号 日本への核持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願（委員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第4、平成21年請願第7号 日本への核持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願（委員会報告）を議題といたし

ます。

本請願につきましては、付託されました総務・企画常任委員会委員長から審査報告がなされておりますので、事務局長をして報告書を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 総務・企画常任委員会、金井茂夫委員長の説明を求めます。
金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君登壇〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

議長より発言の許可を得られましたので、これより請願第7号 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願書について、委員会審査の結果を報告いたします。

本請願書は、平成21年11月30日に受理され、平成21年第8回定例会におきまして、総務・企画常任委員会に付託されたものであります。

平成21年12月8日に第1回目の審査を行い、平成22年6月1日まで計8回委員会審査を行いました。また、平成22年2月23日には、紹介議員より説明を受けました。

審査の結果は、非核三原則堅持の立場で、密約については一切廃棄するという意見もありましたが、国においては密約はあったと認め、新聞で公表しており、方向、結論が出ているという意見が多数であり、請願第7号につきましては、採択少数により不採択と決定いたしました。

議員皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、委員会報告といたします。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

金子光国議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

ただいま提案されました平成21年請願第7号の日本への核持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について、理由が全く理解できないので、委員長のほうに質問させていただきたいと思えます。

ただいまの説明の中でも、密約については国において既に公表されたため、廃棄する必要はない、このように述べておられます。ということは、密約があったというのを調査の結果、確認したわけですから、直ちにそのような密約は廃棄してもらうように国に要請していただくのが当然かと私は思いますが、その点について、調査の結果、どのような見解をお持ちかお伺いします。

議長（引間サチ子君） 金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君発言〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 金子議員の質問にお答えいたします。

委員会の中において、密約の破棄については、地方議会で論ずることではなく国が行うことであるという意見が多く、そして、先ほど申し上げたような結果になった次第でございます。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） 地方議会でどうのこうのすることではないというふうに、ただいまご答弁なされましたけれども、我が大泉町の議会に対して、国に対して意見書を出してほしいというのが請願の趣旨でございます。意見書を出さないということは、請願者の願意を著しく踏みじめる。また前段では、密約はあったんだということを認めたのを公表したんだと。密約があること自体、国にとっても異常でありますし、密約の内容を見てみますと、私も当然委員会に出席させていただいて、説明させていただいた紹介者の一人ですけれども、4つありました。

昨年9月16日、鳩山内閣成立の日の深夜、岡田外相が外務省に4密約の調査を指示して、事は始まりましたということで、1つは1960年の安保条約改定時の核持ち込み密約、2つ目が朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動密約、3つ目が1972年の沖縄返還時の有事の核持ち込み密約、4つ目が沖縄返還時の原状回復保障の肩がわりをするという密約があったわけでありまして。

このような流れが今の日米安保条約にもつながって、裏ではこういう取り決めをしていたということですので、この点がはっきりしたわけですから、はっきりした部分については廃棄していただくと。不明朗な部分については、十分調査してさらに深めてもらうというのが地方議会としての地方議会に課せられた願意だなというふうに私は理解しているんですけれども、その点について、委員長のお考えをお願いいたします。

議長（引間サチ子君） 金井委員長。

〔 総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君発言 〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 当委員会の審査におきまして、先ほど申したとおりでございます。国において密約はあったと認め、新聞で公表しており、方向、結論は出ているという意見で不採択というような結果になりました。

以上です。

議長（引間サチ子君） よろしいですか。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） はい。

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案反対の方の発言を許可いたします。

金子光国議員。

〔 18番 金子光国君登壇 〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

ただいまの委員長とのやりとりの中でも明らかになったように、請願者の考え方と違いますか、意思が委員会の中で通らなかった提案だなというふうに思います。例えば大きな理由として、密約が公表された、これを挙げておられます。既に公表されているから、この点については廃棄はいいんだと、このような答えが出たんだと思いますが、例えばこの調査ですけれども、非常に不可解な部分が多くあります。例えば、この調査を行った有識者委員会が3月9日に報告書を公表するのに先立って、外務省密約問題調査チーム、昨年9月後半以降、省内で調査結果をまとめた外務省内部調査報告を作成していました。この外務がつくった報告に沿って、藪中外務事務次官のもとで約15人のチームが去年の秋に行った作業の結論を示したもので、時間的に有識者委員会の報告書作成に先立つものだった。有識者委員会が任命されて調査したわけですが、その前にも下地がつくられていたということがはっきりしているんだと思います。

長年の自民政権下の安保外交の実務を預かった事務当局が先に文書をつくって、その後、調査の材料にした。1960年核持ち込み密約に関し、その傾向が特に顕著だったということが言えると思います。例えば、1960年1月6日に藤山外相とマッカーサー駐日大使が頭文字署名をした秘密の討論記録について、それが文書として存在していたこと自体は認めました。しかし、核積載艦帰港を事前協議の対象としないという日米間の認識の一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が見つかった。現実にはむしろ、日米間で認識の不一致があったということと思われる、こう結論づけて、密約はあったけれども、現実には使われなかったんだ、こう言っております。これは、今でも廃棄しない限り生きているというのが現状だと思います。

また、この外務官の調査結果報告が有識者委員会の結論にも深い影響を及ぼして、有識者委員会は60年核持ち込み密約について、外務省内部調査結果と同様、文書自体が存在したことを認める一方で、核兵器積載艦の帰港が事前協議の対象になるか否かについては、日米両政府間には、今に至るもこの問題に関する明確な合意がないとあって、密約はあったけれども、実際は使わなかったんだというふうに否定しているわけです。

このような調査内容を柱にして、委員会として判断が下されたんかなというふうにも理解しております。これからの私たちの国日本の中でも、すっきりと裏のない政治をやってもらう、そういう意味からも、今まで幾つとなく密約がまだいまだに存在しています、4つ以上に。そのためにも、はっきりした答えを、密約は廃棄と、そういう答えを出していただけるよう皆さんに深くお願いして、私の討論にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（引間サチ子君） 次に、原案賛成の方の発言を許いたします。

淺野正己議員。

〔 3番 淺野正己君登壇 〕

3番（浅野正己君） 議席3番浅野正己です。

議長よりただいま発言の許可が出ましたので、委員会報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成21年請願第7号 核持ち込みの「密約」の公表とその廃棄を求める請願であります。委員会においてたび重なる審査を行い、結果、採択1名でありまして、採択少数として、不採択となった経緯のものであります。

密約の公表については、請願が提出された当時、国が調査チームを立ち上げ、6名の大学教授から成る有識者委員会がその継承をしていくという、既に調査中のために、その結果を待つこととし、結果は国において公表されたことはご承知のとおりであります。

密約の廃棄については、国益をかけた防衛と外交に秘密はつきものであり、先ほど、4つの密約があったとお話がありましたが、また、日本語の解釈、英語との解釈の差もあるかとは思いますが、当時日本は敗戦国として、日本の立場や日米安保条約で保護をいただいているという立場等もあり、また、その密約が現在も引き継がれているかどうか、本来であればトップシークレットとして守られなければならない防衛上の秘密であります。国益のためには必要悪であると思えます。

またそれは、ほとんどの国民の方が理解はしています。黙認をしていることと私は認識をいたしております。唯一の被爆国として、非核三原則の厳守は当然のことではあります。密約とは一線を画すべき問題であると思えます。

本来、委員会での請願の審査について、請願者の願意を酌み取り、法に縛られることなく委員の自由な考えのもとに審議されるべきではあります。念のために申し添えておきます。

議員必携の277ページに、権限外の事項として、「特に町村の権限外である国の外交問題等に関する意見書、請願を採択することは好ましくない」とあります。また、請願を取り扱う時点での注意事項としての記述もされております。

以上のことを踏まえて、委員会報告どおり不採択に賛成の討論といたします。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

議長（引間サチ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

平成21年請願第7号を、総務・企画常任委員会委員長の申し出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手多数です。

よって、本請願は不採択と決定いたしました。

日程第5 平成21年請願第8号 「所得税法56条の廃止を求める意見書」
の採択を求める請願書（委員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第5、平成21年請願第8号 「所得税法56条の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書（委員会報告）を議題といたします。

本請願につきましては、付託されました総務・企画常任委員会委員長から審査報告がなされておりまして、事務局長をして報告書を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 総務・企画常任委員会、金井茂夫委員長の説明を求めます。

金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君登壇〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

議長より発言の許可を得られましたので、これより請願第8号 「所得税法56条の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書について、委員会審査の結果を報告いたします。

本請願書は、平成21年11月30日受理され、平成21年第8回定例会におきまして、総務・企画常任委員会に付託されたものであります。

平成21年12月8日に第1回目の審査を行い、平成22年6月1日まで計8回委員会審査を行いました。また、平成22年2月23日には、紹介議員より説明を受けました。

審査の結果は、中小企業者の経営を支援する立場から、また法の適正の立場から、請願理由は妥当という意見もありましたが、自立を妨げる、恣意的に所得を分散し、税負担を回避する租税回避を増長するという考え方もできます。さらに、白色申告の人も多数おりますので、青色申告との整合性を考えた場合、法整備と見直しの検討は必要ですが、直ちに廃止の考え方には賛成できないが多数であり、請願第8号につきましては、採択少数により不採択と決定いたしました。

議員皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、委員会報告といたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

金子光国議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） ただいま、総務・企画常任委員長によって提案された平成21年請願第8号について質問いたします。

提案理由の中で、青色との整合性を考えた場合、法整備と見直しの検討は必要だが、直ちに廃止すべきではないため、このように請願を否決する理由が述べられておりますけれども、この内容を見た場合には、検討はするけれども、直ちに廃止すべきではないといふのですから、ゆっくり廃止すると、そういう意味にもとれるわけですね。十分検討した上で廃止をといふような文言に改めたらどうかというふうに思うんですけれども、その

点について、委員長の見解を求めます。

議長（引間サチ子君） 金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君発言〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 金子議員の質問にお答えいたします。

先ほど、提案理由を述べたとおりでございます。

議長（引間サチ子君） よろしいですか。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） わかりました。

議長（引間サチ子君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

平成21年請願第8号を総務・企画常任委員会委員長の申し出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手多数です。

よって、本請願は不採択と決定いたしました。

日程第6 請願第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第6、請願第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）を議題といたします。

本請願につきましては、付託されました総務・企画常任委員会委員長から審査報告がなされておりますので、事務局長をして報告書を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 総務・企画常任委員会、金井茂夫委員長の説明を求めます。

金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君登壇〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

議長より発言の許可を得られましたので、これより請願第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書について、委員会審査の結果を報告いたします。

本請願書は、平成22年1月14日に受理され、平成22年第1回定例会におきまして、総務・企画常任委員会に付託されたものであります。

平成22年3月9日に第1回目の審査を行い、平成22年6月1日まで計4回委員会審査を行いました。また、平成22年6月1日には、紹介議員より説明を受けました。

請願の要旨は、核兵器はいまだ世界に2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されておりません。核兵器廃絶と恒久平和を願うものであります。

請願項目については2項目、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を目指し、核拡散防止条約の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこととあります。

以上の内容を踏まえ、本委員会は、請願の趣旨と請願事項は妥当であると判断し、全会一致で採択すべきと決定いたしました。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、委員会の報告といたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

金子光国議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） ただいま提案されました請願第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書について、金井委員長に質問させていただきます。

この件についても、先ほど説明をいただきました核持ち込みを認めた密約の公表と廃棄、この件と同じように、外交問題、外交の関係だというふうにも思うわけですが、結論を導き出したのは、これとその前の件とのいささか矛盾するかなとも思います。ただし、核兵器廃絶、恒久平和を求める意見については私も大賛成でありますけれども、この点について、同じ議会で検討して、外交に絡む問題は結論を出さないんだというような説明をさっき受けたばかりなんで、これとの関係は外交じゃないのかどうかお伺いいたします。委員長、よろしく。

議長（引間サチ子君） 金井委員長。

〔総務・企画常任委員会委員長 金井茂夫君発言〕

総務・企画常任委員会委員長（金井茂夫君） 金子議員さんのご質問にお答えいたします。

委員会において審議した結果は、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書については、全会一致で採択となりました。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） よろしいですか。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） はい。

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第1号を総務・企画常任委員会委員長の申し出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本請願は採択と決定いたしました。

ここで議事運営上、暫時休憩をいたします。

午後3時40分休憩

午後3時43分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

日程の追加及び変更について

議長（引間サチ子君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、金井茂夫議員より、発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書が提出されました。

この際、発議第3号を日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、以下、日程を順次繰り下げることに決定をいたしました。

発議第3号を書記をして配付していただきます。

〔資料配付〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れなしと認めます。

日程第7 発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

議長（引間サチ子君） 日程第7、発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

金井茂夫議員。

〔11番 金井茂夫君登壇〕

11番（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

議長より発言の許可を得られましたので、これより発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

その前に、お配りしました意見書の中に1字間違いがございますので、3行目、「しかし、核兵器は未だに世界に約2万1先発」の「先」がちょっと違っておりましたので、これを訂正していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

本意見書につきましては、先ほどご決定いただきました請願第1号の内容により意見書を作成し、ここに提案する次第であります。非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を目指し、核拡散防止条約の遵守及び加盟促進に全力で取り組むことは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの願いであります。

なお、本意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あてに提出するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第3号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は、議長名をもって速やかに関係機関へ送付いたします。

日程第8 請願第2号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての請願書（委員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第8、請願第2号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての請願書（委員会報告）を議題といたします。

本請願につきましては、付託されました都市・環境常任委員会委員長から審査報告がなされておりますので、事務局長をして報告書を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 都市・環境常任委員会、金子光国委員長の説明を求めます。

金子委員長。

〔都市・環境常任委員会委員長 金子光国君登壇〕

都市・環境常任委員会委員長（金子光国君） 議席18番金子光国です。

都市・環境常任委員会に付託された請願第2号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての請願書の審査の結果を報告させていただきます。

本請願は、平成22年第1回定例会において、私たち都市・環境常任委員会に付託されたものです。慎重審議・審査の結果、全会一致で要望内容妥当と認め、採択すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第2号を都市・環境常任委員会委員長申し出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本請願は採択と決定いたしました。

ここで、議事運営上、暫時休憩をいたします。

午後3時51分休憩

午後3時53分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

日程の追加及び変更について

議長（引間サチ子君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、金子光国議員より、発議第4号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書が提出されました。

この際、発議第4号を日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、以下、日程を順次繰り下げることに決定いたしました。

発議第4号を書記をして配付させていただきます。

〔資料配付〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れなしと認めます。

日程第9 発議第4号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

議長（引間サチ子君） 日程第9、発議第4号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

金子光国議員。

〔18番 金子光国君登壇〕

18番（金子光国君） 皆様のお手元にご配付のとおり、社会的セーフティネットの拡充に関する意見書、要点として、「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うことについて提案いたしたいと思っております。

以上、地方自治法99条の規定により提出します。

平成22年6月10日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、慎重審議の結果、ご採択、決定いただけるよう、よろしくお願いいたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は議長名をもって速やかに関係機関へ送付いたします。

日程第10 請願第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第10、請願第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求め

る意見書を政府等に提出することを求める請願書（委員会報告）を議題といたします。

本請願につきましては、付託されました都市・環境常任委員会委員長から審査報告がなされておりますので、事務局長をして報告書を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 都市・環境常任委員会、金子光国委員長の説明を求めます。
金子委員長。

〔都市・環境常任委員会委員長 金子光国君登壇〕

都市・環境常任委員会委員長（金子光国君） 議席18番金子光国です。

本委員会に付託審査事件について、会議規則第93条の規定により報告いたします。

本請願は、平成22年第1回定例会において、都市・環境常任委員会に付託されたものです。

慎重審査の結果、全会一致で要望内容妥当と認め、採択すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第3号を都市・環境常任委員会委員長申し出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本請願は採択と決定いたしました。

ここで、議事運営上、午後4時15分まで休憩といたします。

午後4時休憩

午後4時14分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

日程の追加及び変更について

議長（引間サチ子君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、金子光国議員より、発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書が提出されました。

この際、発議第5号を日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、以下、日程を順次繰り下げることにより決定をいたしました。

発議第5号を書記をして配付していただきます。

〔資料配付〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れなしと認めます。

日程第11 発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

議長（引間サチ子君） 日程第11、発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

金子光国議員。

〔18番 金子光国君登壇〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてご説明申し上げます。

改正貸金業法を早期に完全施行すること。

自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人的費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。

個人及び中小業者向けのセーフティネット貸し付けをさらに充実させること。

ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成22年6月10日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、多重債務者対策本部長、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長。

以上、提出したいと思っておりますので、よろしくご決定お願いいたします。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第5号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は議長名をもって速やかに関係機関へ送付いたします。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

議長（引間サチ子君） 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、それぞれの所管事務調査のため、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、事務局長をして朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

町長あいさつ

議長（引間サチ子君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

ここで斉藤町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 平成22年第2回大泉町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月8日と本日、大泉町議会定例会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。また、承認4件、そして、教育委員の人事案件を初めとする提案をさせていただきました議案9件すべてにつきまして可決いただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、突然の鳩山総理の退陣、そして菅総理の誕生と、政局は慌ただしくなっており、参議院議員選挙の盛り上がりは慌ただしくなってくるものと思います。大泉町の投票所に

つきましては、今度の参議院議員選挙から投票時間が1時間繰り上がり、午後7時までとなりました。投票時間を間違えないよう、私も積極的にPRしてまいりたいと考えております。議員皆さんにもご協力願えれば幸いです。

次に、ご案内のとおり、元議長の新井菊次氏、現議員の川島洋氏を初め7名の方が叙勲・褒章・県総合表彰の受賞の栄に浴されました。町では、7名の受賞を祝うため、6月18日に祝賀会を開催することにいたしました。既に通知いたしておるとおり、議員皆様にもぜひとも参加していただきたく、よろしく願い申し上げます。

さらに、夏の一大イベントでございます大泉まつりにつきましては、参議院議員選挙日程との絡み

がありますので、選挙日程を見ながら開催してまいりたいと考えております。ことしは、前夜祭を行わずに2日間の開催となりましたが、町民皆様が非常に楽しみにしているお祭りでございますので、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

追加のお知らせで恐縮ですが、明後日の6月12日、午後6時45分から7時まで、群馬テレビ「市町村ふるさと便」が放送されます。本町のPRとなりますので、ぜひごらんいただき、町民にもお知らせ願えれば幸いです。

これから関東地方も梅雨入りし、うっとうしいシーズンに向かいますが、議員皆様におかれましては健康に十分留意をなされて、議員活動にますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉 会

議長（引間サチ子君） これをもちまして、平成22年第2回大泉町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町議会議長 引 間 サチ子

大泉町議会議員 川 島 洋

大泉町議会議員 久保田 一 郎